

おります。

○上坂委員 これは物価の問題、それからいろいろ対策について、きのう余り聞かないようない連絡がおたくの方からあります、それがわからないのですが、これは、物価というものは経済企画庁の方でまとめて取り仕切っているので、通産省の大臣の問題じゃないというのですね。これは変な話だと思うが、通産大臣は大平内閣の重要なポストを占め、いろいろ議見の本当に豊富な方であるからそんなことはないだらう、こう言ったやうな話だと思つたが、通産大臣は大平内閣の重要な方で、物価には水産物から何からたくさんあると言うのですね。そういうふうに説明するのです。だから、それはわかっていると言つた。授業料だってやはり物価に入ってしまうのだから、それだったら文部省から何からみんな来てもらわなければならぬという話をしたわけですがね。ですから、実を言うと余りここで大臣と物価のやりとりはしないことにしたのです。だから余りやらないのですけれども、少し聞いておきたいと思うのです。

というのは、きょう、いま新聞をちょっと見ましたら、三月の上旬で前年同期比で二一・九%上がりまして、二月の上旬の前年同期比でありますと二〇・二%卸売物価が上がっているわけですね。この調子でいくとこれは大変なことになつて、いままで比較的に安定をしていましたと見られる消費者物価もやはりかなり上がつてくるのじやないか、そういうふうに思います。御承知のようにきょう電力料金が決定をされましたですね。それで、これがまた産業用の電力は五四%にするということを大分通産大臣ががんばって、そういうふうに思つたことを聞いておるわけであります。これは、電力が上がつてくる、ガスが上がる、国鉄、郵便、何でもかんでも上がることになりますと、どうしてもいまおっしゃったような消費者物価を六・四%に抑えるというようなことが非常にむずかしくなつてくるのではないかといふふうに思うわけであります。ここに松浦議員がおりますが、松浦先生の調査と試算では、公共料

金だけでいまの状況よりも一・五五%上昇する、これは公共料金だけです。ですから、その他の物価の問題をとつていくとこれは大変なことになつてしまふのではないかと、いう試算を発表されたわけであります。また、三菱銀行だったと思いますが、ちょっと調べましたら、消費者物価はことしの下期には恐らく二けたを超すであろうという見通しを立ておりまして、年間にしますと九・八%から一〇%くらいまでいくのではないかといふふうに思うのですが、その辺のところをもう一度、見通しをしてそういうおそれはない、こういふふうに自信でおられるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○宮本(四)政府委員 先生御指摘のように、物価につきましては、現在及び近い将来非常に重大な局面を迎えていると思います。卸売物価の上昇率につきましては、御指摘がございましたとおりでござりますので省略を申し上げますけれども、対前年同期でかなり高いピッチでこのところ推移いたしております。幸いにいたしまして消費者物価の方は卸売物価ほどは上昇いたしておりません。

ただ上昇はきつくなっていますが、私ども経済企画局から話を聞いたところによりますと、生鮮食料品、野菜がいまのところの大きな原因であるといふことでございます。当然ながら卸売物価は海外からの石油の値上がりが国内に入つてしまいまして、それが国内で次々と転化され始めておることは御存じのとおりでございます。

ところで、これが野菜などを除いて、いままで比較的安定してきましたが、私ども経済企画局から話を聞いたところによりますと、生鮮食料品、野菜がいまのところの大きな原因であるといふことでございます。当然ながら卸売物価は海外からの石油の値上がりが国内に入つてしまいまして、それが国内で次々と転化され始めておることは御存じのとおりでございます。

もう一点、卸売物価と消費者物価の関係は、もちろん相互に関係があるわけでございますが、現在までのところを分析いたしますと、卸売物価の中でも素材は非常に上がっております。これは、七割上がつておるかと思うでございますが、卸売物価の中の中間財、完成品については比較的落ちついておりまして、その完成品の影響を受けますところの消費者物価は、これは野菜などを除いておりますけれども、これまた相当落ちついております。ところが、これにつきまして電気、ガス料金の値上げその他が入つてしまりますけれども、この辺は今度野菜の値下がりを私ども期待をいたしておるわけでございますが、総合的に判断する必要があるかと思います。いずれにいたしましても、前回のいわゆる乱物価の時代と比較して国内でのインフレの高進を抑えるために、金融引き締めといふものも物価対策として必要であるかと思うわけでございますけれども、いま御指摘のように、中小企業はこの引き締めによって非常につらい立場に立たされることは事実でござります。

○左近政府委員 海外物価の影響を極力食いとめて国内でのインフレの高進を抑えるために、金融引き締めといふものも物価対策として必要であるかと思うわけでございますけれども、いま御指摘のように、中小企業はこの引き締めによって非常につらい立場に立たされることは事実でござります。そこでわれわれといつしましては金融対策を十分とりまして、いやしくも中小企業にわが寄らないような対策をやることが一番必要であるが、というふうに考えておりまして、そういう意味において政府系の中小企業金融機関の資金量を確保する、あるいは信用補完機構を拡充する意味において信用保証制度を拡充するといふふうなことも現在考えておりまして、実はこの信用保証法

まして、経済の地合いはこのところ急速に変わつてまいるのではないかと想像いたしております。それで、現在の高い卸売物価も、四一六の間は当然続くと私どもは思うわけでございますが、その後になりましたと少し地合いが変わつてくる。二月の上旬に入りましたから国際商品市況、それから国内の商品市況も少し模様が変わつてきておりまして、若干上げ足をとめたりあるいは反落をいたしたり、あるいは高値抵抗感で買い控えがあつたり、この一月までの姿とは少しさまが変わつてきたような感じもしないわけではありません。そこにもつてきてこういう総合物価対策が総合的な観点から需要の管理という目的でもつて実施されますと、私どもも、今後の景気の先行きにつきましてはいままでと非常に違つた模様が出てくるのではないか、こういうふうに考えております。

そこで、中小企業にとって何といつてもいま一番大切なのは金融面で何とかしてもらえる、そのところ、いわゆる金融対策というのが非常に重要なものを持つてきていると思いますが、いまの状況の中でこの金融引き締めの影響を中小企業はどうにかなるかという問題、これが非常に大切ではないかと私は思うのです。これについての生産を取り組んでいる中小企業にとって、今度の金融引き締めといふのは非常に大きな負担を持つことになるのではないか、こういうふうに私は思うわけであります。

ところで、これが一体どういうふうに推移するか、先ほど大臣のお話がござりますように、私ども、この四一六是非常に大きく物価が動いてまいりましたが、この四一六は非常に激しい上昇は何とか避けられるのではないかかと思います。いずれにいたしましても、前回のいわゆる乱物価の時代と比較いたしまして、今日の経済情勢から判断いたしましたと、前回のような非常に激しい上昇は何とか思つたが、この四一六は非常に大きくなつたようになると、前回のオイルショックのとき以来の非常な公定歩合の引き上げ、それから本日の午後御決定賜ります財政その他の一連の措置を含みます。そこでわれわれといつしましては金融対策を十分とりまして、いやしくも中小企業にわが寄らないような対策をやることが一番必要であるが、というふうに考えておりまして、そういう意味において政府系の中小企業金融機関の資金量を確保する、あるいは信用補完機構を拡充する意味において信用保証制度を拡充するといふふうなことも現在考えておりまして、実はこの信用保証法

の改正案も提出をしたわけでございまますので、こういう方策を講じながら中小企業に金融上のしわ寄せをなくすことを心がけてまいります。

が寄らないような対策を講じていただきたいと考えて、
あわせてご賛同いただけます。

○上坂委員 金利の引き上げ、いわゆる金融施策をやる場合に、一つの条件として、余り激しい経済の変動といいますか、インフレーションが非富になつたりデフレーションがひどくなつたりするというような状況がないときには効果がある、こういうふうに言われておるわけであります。が、いまのいわゆる物価上昇、インフレ状況といふのはかなりひどいものになるのじゃないかと私は思う。そういうときに一挙に金融引き締めをするということは、果たして景気の動向を安定させると、いうかつこうに「一体いくものかどうか、こういうことを心配するわけであります。

したわけであります。いま信用保険法の改正とか何かをやりまして中小企業対策をやる、こういう答弁であります。どんな対策をしたにしてもやはり借りたものは金利をつけて払わなければならぬし、それを払わないということになれば、これはもう支払いのできないような状況というは倒産の状況ですから、保険法を強化して対策をしてることはいいのですけれども、やはり金利が上ることがあるということそのこと自体は中小企業の首を絞める形になるということは事実でありますから、そこで中小企業に対する金利というものはできるだけ抑えていくことが必要ではないか。そのため財投のいわゆる負担が重くなつても私はこの際はやむを得ないのでないのではないか、こういう感

○左近政府委員　公定歩合の引き上げに伴いまして一般の金利も上昇をいたします。したがいまして、政府系の中小企業金融機関の金利をどう設定するかということも問題になるわけでござりますが、実は従来は政府系の金融機関、ことに中小公庫なり国民公庫の金利というのは、民間の長期のついてはいかがでしよう。

最優遇金利に大体合わかるという制度でござつたわけでございます。実はこの第四次の公定歩合の引き上げに伴いましてどのように金利を設定しようかということで、現在関係方面と検討中でござります。これにつきましては、いま御指摘のような資金運用部の金利の問題も決める場合の一つの考慮すべき点であろうかと思ひますけれども、現下の中小企業の大変な事情ということを考えまして、先ほど申しましたように、中小企業に金融上のしわが寄らないような対策を打ち出すべく現在検討中でございますが、われわれといたしましてもそういう事情は十分考慮いたしたいというふうに考えております。

○上坂委員 五十三年の後半以降、景気はかなり回復基調にあったことは事実です。しかし、倒産は相変わらずかなりの高水準を示してきたと思ひます。特に昨年の十月から見ますと、十月で千五百十六件、十一月は実に千六百八十一件、十二月が大体横ばいで千六百六十六件、そしてことに入つてちょっと落ちましたが一月に千百八十八件、二月にまた増加の傾向になりまして千二百七十六件の倒産があります。これは前年比で見ますと、二月はまさに二〇〇%の増になつております。

こういう状況を見た場合に、倒産がふえれば当然失業者が増大をする、金融の焦げつきが起ころる。こういう状況のところへ今度は金利を上げる。片方はなかなか借りられない、中小企業の方は民間からも、もちろん政府金融機関からも借りられない。そこで今度は貸す方にしますと、非常に危険な状況があつて、また金利引き締めや原材料の値上がりによって経営が怪しくなるだろうと、いう見通しが出ますと、どうしてもこれは選別融資といふ形が非常に強化をしてくるのではないか、小企業がなかなかお金を借りられないという状況が出てくるのではないか、こういうことが懸念されるわけであります。そこで、そういうことになりますと、せつから金融の枠を広げたとしても、実質的に中

○左近政府委員 御指摘のように倒産の状況も昨年よりは相当増加しておりますし、それから例年一月、二月は年末よりも倒産が少し減りますが、三月、四月は年度末といふやせいもございまして増加するというものがパターンでございますので、こしらも三月、四月といふものをわれわれもよく注目をしてまいりたいといふやうに考えておりります。したがいまして、そういうものに対する対応をいたしまして直接倒産に関連いたしました問題、たとえば連鎖倒産の危機に陥るといったことに対しましては、倒産対策の緊急融資制度ということで、政府系の中小企業金融機関が低利のしかかる緊急融資をやりまして、急を救うといふ制度をかねてから実施しておりますが、こういうもののもひとつ十分活用していくだけよう、今後もわれわれ十分指導いたしたいといふやうに考えておりますが、ことにこういう状態になりますと御指摘のような選別融資といふやうなおそれもござります。したがいまして、こういう一般的な金融をしましてもやはり政府系の三機関の融資を十分に確保いたしまして、民間の金融機関でなかなか借り難いといふやうな場合には、政府系の機関が十分活躍をするというふうにいたしたいというふうにございまして、それに対する資金枠は第四、四半期につきましても、また来るべき五十五年度の第一・四半期につきましても、十分な資金枠を確保するように準備をいたしております。また、民間金融機関からもなるべく容易に金が借りられるよう、先ほどもちよつと申し上げましたが、信用保証協会の信用補完制度といふものも十分活用するよう準備をいたしたいということで、先ほど申しましたように、今後の状態に備えていろいろ金融機関を指導しておるのが現状でござります。

つと御説明いただきたいと思います。

○左近政府委員 中小企業金融公庫の貸し付けについての信用保証の利用状況でございますが、一般的に申しますと、大体貸し付けのうちの6%ぐらいが信用保証協会の保証を利用いたしております。直貸しにつきましては直接審査をいたしますので、さらにこの保証協会に頼る分は少ないといたことになつております。

○上坂委員 間接貸しの場合に六、七%しか信用保証協会を使ってないということですが、これはなるべく少ない方がいいわけですが、しかし実を言いますと、これは中小金融公庫の問題じゃないですが、国民金融公庫の問題ですが、私の地元でまた最近信用保証協会を使う傾向が非常にふえてきた。一二三日前にも連絡がありまして行ったら、それは全部信用保証協会を通じてこい、こういうかつこうになつてきてる。国民金融公庫の場合は当然そんなに大きな金を貸すわけじゃないので、だから余り保証協会保証協会と言うと、保証協会というのは最近、保険法の方でやるのが筋かもしれません、ぼくは中小企業の、いわゆる零細企業などの保証機関ではなくて、銀行それ自体の保証機関になつて、こういう感じがするわけであります。そのところが問題であります、少なくとも政府金融機関においてはなるべくこれは避けて、やはり直接に審査をするなり何なりをして育て上げていくという形での金融対策というものをやるべきであろう、こう思うわけであります。その点についての地域に対する指導を十分やってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○左近政府委員 信用保証協会の保証の主たる任務と申しますか、目的というのは、やはり民間の金融機関が貸しやすいようにするということございまして、政府系の金融機関は元来むしろ自由的な判断で貸すということが主体になるべきでございまして、先ほど言いましたように中小企業金融公庫は大体6%しか利用しておりませんし、われわれとしての指導といたしましても極力そろい

Digitized by srujanika@gmail.com

にお考えになつていらるか答弁をいたただきた

心と御説明いたゞけた、ハシメます。

○左近政府委員 中小企業金融公庫の貸し付けについて
つと御説明いただきたいと思います。

つと御説明いただきたいと思います。
○左近政府委員 中小企業金融公庫の貸し付けに
ついての信用保証の利用状況でございますが、一
般の方にお尋ねするところではございませんが、

[View Details](#)

う保証はつけなくても済むようやりなさいといふ指導をしておるわけでございます。ただ、非常にボーダーラインと申しますか、貸し付けついでなかなかむずかしいようなときに、通常のものではむずかしいが保証をつければ貸せるというようなときにはいわば例外的に保証をするという制度でございます。国民金融公庫についても同様な指導をしておるわけでございますが、末端にいきましていろいろな案件があるうかと思いますが、われとしては今後はやはり本来の信用保証の趣旨、つまり民間の貸し付けを保証するという趣旨を十分徹底いたしまして、政府系機関としてはなるべくそれを利用しないでも貸し付けができるようにしていきたいというように考えております。

○上坂委員 最近金融公庫のいわゆる収支状況というのが徐々に悪くなってきているというふうに考えられますが、その理由はどういうところにあるのか、御説明をいただきたいと思います。

○左近政府委員 中小企業金融公庫は設立以来非常に利さやも安定しておりましたし、経費面も堅実に運営をしていたところで、五十二年度までは順調に推移をしてきたわけでございます。ところが、御案内のとおり第一次石油ショック後の不況、それから円高ということで大変中小企業が危機に陥ったときに、それにに対する一連の対策を政府が実施いたしました。たとえば倒産対策緊急融資とかあるいは円高対策融資とか、こういうものを実施いたしまして、これは非常に安い金利の政策的な緊急融資をやったわけでございます。それからもう一つ、過去の第一次石油ショック後の公定歩合が、あのときも九%になつたわけですが、あの時期の高金利時代の借り入れが相当残つておりましたものを、一昨年、昨年というような時期には金利が低下いたしましたので、既往の貸付金利を引き下げほしいという御要望がありまして、これを実施いたしました。それからまた繰り上げ償還、早目に返してしまったというようなことも行われたわけでございます。これは民間金融機関でございますと貸し付けの論理から言いまし

てなかなか実施しないわけでございますが、政府系金融機関といふ任務を考えましてこれに対しても積極的に対応したということでございますが、これはやはり金融機関としては金利の高い貸付金を減らしてしまうということござりますから、金融機関の経理としてはマイナスに響くというようなことがございます。

以上のような、いわば政府系の金融機関の立場から相当無理をいたしましたので、そこで収支が悪くなりまして、五十三年度には期間損失としては大体八十八億、これは積み立てた引当金で消したわけでございますが、八十八億というものが赤字になつたということでございます。こういうことで、五十四年度も赤字になるのではないかとうことにわれわれも推測をしておるわけでございます。

○上坂委員 収支状況が悪くなつてきている理由については理解をいたしましたが、中小金融公庫の収支が悪くなつてきますといわゆる経営の安定を欠いてくるわけですね。そうなりますと、中小企業者の資金需要、これに対する弾力的な対応といふのがやはりなかなか困難になつてくるのではなかいかというふうに考えるわけあります。したがつて、金利をなるべく抑えようと思っても、抑えれば抑えるほど収支がますます悪くなるという形になりますと、どうしてもやはり連動して金利を上げていかなければならぬ状況が出てくるだらうと思うのです。そういうところに一つの問題があるわけですが、この辺についてはどういうふうに改善をされていくのか、これは中小企業金融公庫の方の問題かもしませんけれども、指導をされるのか、これについてお考えをいただいたいと思います。

○左近政府委員 中小企業者へ資金を円滑に供給する、しかも有利な条件で供給するというのがこの中小公庫の使命でございますので、この経営基盤が不安定になりますとそういう使命が果たせないという心配がございます。ただ、先ほど公庫

の経理状況の御説明を申し上げましたが、これは、そういう緊急時における政府の施策に応じてやつた措置でございますので、一時的な要因であります。基本的には公庫といふのは過去のずっと長い間の歴史が示すように、公庫自身の努力にもよりまして安定的な推移をたどっておりますので、一時的な要因が過ぎればまた安定的なものに返つていくと思います。しかし、当面の問題といたしましては、公庫自体においても経費の節約その他非常な努力をしておりますし、またわれわれとしてもしましても健全にするようにいろいろな面を考えております。たとえば今回の二十億の出資につきまして、これは必ずしも当面の問題ではなくて、長期的な将来の金融事情をにらんで今回出資することにいたしたわけでございますが、当面にいたしましてもこれも一つのプラスにもなるわけでございますが、将来もこういうことで、必要に応じて公庫の収支を健全にするような施策を考えてしまひたいと考えております。

○上坂委員 いまのお答えで、出資金をやしたりあるいは公庫債の限度額を引き上げていくといふような対策をとつて経営の安定をされることになるんだと思いますが、公庫債の発行の限度を現行の二十倍から三十倍に引き上げたことが、果たして公庫の体質強化になるかどうかという点についていささか疑問を持つわけであります。いわゆる公募債の問題あるいは政府引受債の問題、その運営もこれを非常に大きくするというようなことは考えておりませんで、財投資金の活用のいわば補完的な機能として債券発行をいたしたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから第二点の、他の政府系金融機関の債券の発行限度でございますが、これは大体現行のよろな二十倍というのが多うございます。たとえば北東公庫とか商中といふようなものも二十倍といふことになつております。開銀は少し別でございまして、資本金及び法定準備金の合計の十倍といふことになつております。こういう若干の例はございますが、大体二十倍といふのが現在の相場でござりますが、実は長期信用銀行、たとえば興銀は三十倍に上げはるうかというような答申も出しております。また、現在公庫は大体限度近くなりましたので、今回三十倍に上げたいということ

たしますことが資金のコスト上はプラスになると必ずしも言いたいわけでございまして、債券発行の目的は、むしろいわゆる財投資金だけに依存いたしますと、中小企業の資金需要にうまく的確に対応できないおそれがある。つまり、財投資金というのは国の財投の運用によつて制約される場合もあるわけでございます。したがいまして、そういう場合に債券発行で弾力化をするということが必要であるうことで、実は当初はなつたのですが、昭和三十九年から債券発行ができるようになりました。これがコスト軽減というよりは、むしろ必ずからこれはコスト軽減というよりは、むしろ必要な資金を弾力的に調達できるという趣旨から債券発行をしておるわけでございます。したがいまして、これが余り多くなると問題であるといふことでもわれわれとしても考えておりますが、現在の実績といたしましては調達原資に占める債券の割合が大体五%程度でございます。ですから、この程度であれば、むしろ弾力的な資金の調達といふ宗旨の方が生きるかと思います。ですから、将来の運営もこれを非常に大きくするというようなことは考えておりませんで、財投資金の活用のいわば補完的な機能として債券発行をいたしたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから第三点の、他の政府系金融機関の債券の発行限度でございますが、これは大体現行のよろな二十倍といふのが多うございます。たとえば北東公庫とか商中といふようなものも二十倍といふことになつております。開銀は少し別でございまして、資本金及び法定準備金の合計の十倍といふことになつております。こういう若干の例はござりますが、大体二十倍といふのが現在の相場でござりますが、実は長期信用銀行、たとえば興銀は三十倍に上げはるうかというような答申も出しております。また、現在公庫は大体限度近くなりましたので、今回三十倍に上げたいということ

ございます。

○上坂委員 弾力的運営を図るということで、二十倍を三十倍にしていくということについては理解できますが、率直に言って債券を発行して原資を調達するよりも、本当は財投なりあるいは補給金なり出して、そこでめんどくさ見た方が収支の面ではかえって助かるということだろうと私は思います。したがって、先ほど言つた出資額の問題であります。ですが、これも政府としては大幅にふやしていくとかといった、そうした対策というものの方に向進むべきではないかと思いますが、その辺については大臣いかがでしょか。これは、政府資金を出すとかといらのはいまの状況ではなかなかむずかしい面もあるだらうと思ひますけれども、将来も見通しての上でのお考えを聞かしていただきたい。

○佐々木國務大臣 仰せのような方向で行きますのは一番よろしいかと思ひますけれども、しかし財投にも限度がござりますから、それを補完する意味で債券発行額の限度を高めるというのもやむを得ない事情かと思っております。

○上坂委員 いまの收支の問題とちょっとうらは

らになる形もあるかもしませんが、実は現在本店を含めて中小企業金融公庫の店舗は五十五店舗だそうですね。大体一つの県当たり一店舗というものが原則になつていてるようあります。ところが、私の住んでる福島県といふところを見ますと、これは横に広くて、一遍に雪が二メートルも降るようなところがあるかと思うと、一年に一遍も雪の降らないようなところもあるわけあります。そういうところでは、本当のことを言うと東京に来た方が早いんです。私のところなんかは東京へ二時間とちょっとで来てしまうのですが、県庁に行くには三時間かかる。しかも泊らなければならぬ。そうでないと県庁に行けない。ところが、県庁の所在地に中小企業金融公庫の支店があるという形になりますから全く不便でやり切れないので、と言つて暇を割いて中小企業というのは行くわけですが、簡単に代理を差し向けるなんとい

うそんな器用なまねはできない、中小企業の場合にはみんなおやじさんが行かなければダメですか。そうしますと、それだけでもいまの状況の中では経営に非常に支障を來す形になるわけあります。そうした地域については店舗をふやしていくことでもあります。それで案外忘れられている重要な対策ではないかと思ひます。こういうふうに考えるわけではありません。そ

うやつてもらいたいと思うのです。そなりりますと、今度は従業者をふやすということがまた問題になつて、そこで経営面での負担が生ずる。こう

いう形になるかもしませんが、中小企業金融公庫の場合、ずっと人数のふえ方、それから貸し付けの扱い件数の状況を見てみますとかなりふえておりまして、同じ定員で七、八倍というような扱

い件数になつていてるわけあります。余りこれが高じていいますと、確かに能率はよくて合理化といふ形ではいいのでしょけれども、中小企業者

に対するサービスの面で低下のおそれがあるし、それから実際やっている従業者にとっては労働強化というようなことも考へられてくるわけであり

ます。そこで、これらの問題を総合的に勘案しながら、いま私が申し上げたような対策というものを今後進めてもらえるかどうか、この点について

お答えをいただきたいと思います。

○左近政府委員 中小公庫の性質上、やはり利用

者である中小企業者の方々の御便宜を第一に考え方

るということは一番必要なことだらうとわれわれは考へております。したがいまして、中小公庫の

店舗も実は創設時は支店は全然なかつたのです

が、逐次ふやしてまいりまして、現在は支店が四十八カ所、出張所が六カ所ということで、先ほどお話しになりましたように各都道府県に最低一店

舗といふ店舗網が完成したわけでございますが、われわれといたしましてもこれで満足をしておるわけではありません。ことに、いまおっしゃつ

たように、一つの府県の中でも不便なところとかいろいろございます。そういうものについて、支店をふやすかあるいは出張所をふやすか、いろいろな方策があろうかと思いますが、これは一挙に

はなかなかふやすこともむずかしいわけでござりますけれども、逐次ふやしてまいりたいというこ

とで、実は五十五年度も出張所を一つつくり、それから出張所が支店に昇格するのを一つといふ

うようにわれわれもやつてまいりたいといふ

うに考えております。

それから職員の数でございますが、四十二年以降ほとんど増加をしていない、しかし仕事量は非常にたくさんこなしていただいているということになつております。これは、コンピューターの導入その他業務の機械化、合理化ということがあ

って非常に力があったと思っておりますし、現在の状態では職員の方々に労働強化ということもないとわれわれは見ております。しかしながら、いまのお話のように、だんだん支店、出張所をふやしていくというような傾向を進めてまいります

と、やはり人員の増加も必要かと思ひます。この人員の増加というのは極力抑えて、必要最小限度にしなければいけません。しかし、そういうこと

も決してやみくもに抑えるということではなくて、必要なものは見るという態度で今後は持つて

まいりたいというふうに考えております。(福島県はどうする)と呼ぶ者あり)

○上坂委員 いま外野の方から福島県はどうする

といふような声がありますが、これは十分念頭に置いていただきて、そして適宜増設するようなと

ころへ持つていてただくことをお願ひしておきます。

そこで、今度は法文の問題ですが、第三十三条から三十四条の項がずっと削られておるわけでありますが、これについての理由をひとつお聞かせ

いただきたい。

うものを今回削つたわけでございますが、これは昭和二十九年に公庫ができましたときに、いろいろな債権を引き継ぎましたその引き継ぎ規定でござります。

三十三条というのは、中小公庫の設立のとき

に、それまでは開銀が中小企業者に貸し付けをしておったのですが、その貸し付け債権を承継いたしました、その債権に関しては産投からの公庫に

対する出資という形にされたわけでございます。それが三十三条の規定でございます。

三十四条は、やはり中小公庫の設立のときには、政府が商工中金に貸付金を貸しておつたわけ

です。これも中小公庫への出資ということにいたしまして、中小公庫から商工中金に貸し付けた

という形にしたわけでござります。

三十四条の二というのは、昭和三十一年度に中

小公庫が政府から借り入れた資金のうちの十億円を商工に対し貸し付けることができる。これも通常は商工に貸し付けはできないことになつてお

りますので、特例規定として入れたわけでござります。

以上は設立時、それから途中の間の特例の規定でござりますが、これはいずれもそういう債権そ

の他の処理は終わっておりますので、今回はそ

う設立したときの状態は終わつた、もう条文も要らない、整理もついたということで削るわけでござります。

以上は設立時、それから途中の間の特例の規定でござりますが、これはいずれもそういう債権そ

の他の処理は終わっておりますので、今回はそ

う設立したときの状態は終わつた、もう条文も要らない、整理もついたということで削るわけでござります。

○上坂委員 「中小企業金融公庫法第十九条に規定する業務」というふうになつておますが、聞くところによりますとまだ全部整理をされていな

いということですが、これは事実ですか。

○左近政府委員 先ほど申しました引き受け業務は、債権の回収すべきものは回収し、それから債

却すべきものは、つまり回収不能ということで債却すべきものは債却して片づいてはおるわけでござりますが、ただ法律上は、債却した債権でももし

その後返還がござりますと、返還されたものを受け取らなければいけません。受け取り義務という

のがやはり時効が成立しない限り続けられるとい

う法律的な関係になつております。したがいまして、一応整理は償却もして済んだのでござりますが、そういう受け取り業務だけは残しておかなけばいけないということとござりますので、実は十九条の第一項というのを今回は削ることにしておりますが、附則で受け取り業務だけは残すという意味で、当分の間それを存続するということに決めたわけでございます。

○上坂委員 これで終わりますが、中小企業の置かれている現状というのは本当にますます厳しくなつてきています。そこで、今後は中小企業の問題をより多く取り扱っていただきたいと思います。

る、信用保証を強化していくとかと思いま
す。

けられているわけですけれども、そのことが資源を多消費していく産業、あるいは生活もそういう方向に入っている。さらにはまた、環境汚染という問題も引き起こしてきているわけですね。こういった資源多消費なり何というものが破壊をしてきているということはみんなが承知をしているわけですけれども、さて経済政策をずっとと国に終わっていはしないだろうか。G.N.P.至上主義というように言われておりますけれども、こゝで

るの、必ずしもビッグビジネスなり大企業がトランプアーマシンだとかあるいはコンピュータの独占的生産設施、資材をもつて商品を生産をしていくということではなくなってきている。コンピューター等も大変コンパクトになってきており、またいたしますと、国民のニーズというものはいわゆる多種少量生産による製品というものを最近は求めてき始めているんじゃない大企業か。つまり、高度な技術を使っていきながら、これからは産業といふのはいわゆる大量生産、大量消費、販売してくるものから、もつて中小

なってくると思います。そこでいろいろな対策を
おもろん考えておられるわけがありますが、今後
ともこの金融対策については中長期的な展望に立
って方針を立てて、中小企業に対する手厚い保護
の政策を十分とつていただくように私は大臣に特
にお願いをしたいと思うのですが、大臣から一言
その点についての御意見をいただいて、質問を終
ります。

いきたいと、いうふうに考えております。
○上坂委員 終わります。ありがとうございました。
○塩川委員長 これにて上坂昇君の質疑は終了いたしました。
○後藤委員 まず最初に大臣にお伺いをしたいと思つておりますが、これはこれからの中、中小企業政策についてお尋ねをいたいと、引き続いて、後藤茂君。

○佐々木国務大臣 お話しのようくに経済環境が大分変わってまいりまして、たとえば貿易構造が変化をいたしまして、近隣諸国あるいは発展途上国等から商品輸入がふえてきておる。言うなれば中小企業との競争相手が国際的にふえてくるというか、こうにもなりますし、エネルギー事情あるいは

策の基本的な考え方、哲学と言つてもいいかと思ひますけれども、そういう観点からお伺いをしたいと思いますから、ぜひひとつ大臣は日ごろ考へておられます点で御答弁を願えれば幸いだと思つております。

は国民のニーズ等もすしんど多様化してまして、ありますので、こういう環境の変化に一体日本の中小企業がどういうふうに対応するかという点はこれから大変むずかしい問題だと思います。その対応していくのに対して何が一番重要なかと申しますと、何と申しましても金融がこれに対してどういうふうにアジャストしていくかということが一番重要だと思います。

シックな人間が出来ない時代として、たゞ言葉が出来ない時代でした。大変むずかしい時代に入ってきたのです。これまで約五十年くらいの経済政策を跡づけてみますと、ほとんど人為的な有効需給の創出ということが中心になつておつたと思ふのですね。それは大量生産から大量消費、そしてその過程におけるリセッションで過剰資本等が山積しますとこれを救済していく。スクラップ

そこで、まず考えられることは、何といいましても政府系の中小企業金融機関の資金量を充実するということと、貸し付け条件等をさらに改善するということが一番必要なことだと思います。

二番目には、中小企業には担保力とか信用力が不足しておりますから、これを補う意味で、さつきからお話をございました信用補完制度を充実す

フ・アント・ヒルトを過ぎてしまなから今日の政治政策というものが統けられてきたと思っていのです。しかも、私たちの生活を考えてみますと、使い捨てる文化ということが最近は大きくなり題にされてきております。つまり、私たちはどうしてもスケールメリットというものを追求して、大量生産、大量消費ということもそこに裏く。

う問題も引き起こしてきているわけですね。こういった資源多消費なり何というものが破綻をしてきてはいるということはみんなが承知をしておりますと、依然としてスケールメリットの追求に終わってはしないだらうか。GNP至上主義というように言われておりますけれども、こういったいわゆるハードな観点というものから私たちはどうも切りかえられないわけです。この間も私はECCの議会の議員との会議に出席をして、帰りにサウジアラビア等にも寄つてきましたけれども、大変だと思います。これから資源多消費というものの構造を変えていかなければならぬということは、そなりますと、いままでの物の考え方というものをもらえていかなければならぬ。先ほどいらつやった宮本産政局长はいまいらっしゃいませんけれども、産業政策についてもその視点というのが非常に強くなるだろうと思いますね。

中小企業庁からいただいた「活力ある中小企業の育成のために（昭和五五年度中小企業施策の重点）」の中の一番最初に「ソフトな経営資源の充実」ということが指摘をされているわけです。私はこの問題の指摘といものは実は賛成なんです。「環境変化に的確に対応しうるための総合的な経営力の充実を図つていく必要がある」そのためには「いわゆるソフトな経営資源充実のための施策等を抜本的に」立てていく必要がある、こういうふうに指摘しているわけです。この視点といふのは賛成ですけれども、どうでしようか、その中で見ますと、依然として旧態依然たる施策が羅列されているよう思ひます。先ほど申しましたが、そういう発想の転換といふのがここには全く見られないということは大変残念に思つてはいるわけです。

私がハードからソフトへということを申し上げ

るのは、必ずしもビッグビジネスなり大企業がトランസフアーマンなどとかあるいはコンピューターの独占的生産施設、資材をもって商品を生産をしていくということではなくなつてきている。コンピューター等も大変コンパクトになつてきております。そういたしますと、国民のニーズと、いふものはいわゆる多種少量生産による製品といふものを最近は求めき始めているんじゃないだろうか。つまり、高度な技術を使っていきながら、これからの中産業といふのはいわゆる大量生産、大量消費、使い捨て文化といふものから、もっと中小企業を大切にしていくような、そして大平さんも地方の時代ということを言っておられますけれども、地域コミュニティにおける生産といふものをもつと真剣に考えていくという時代に入つてしまっているんじゃないか、というように私は考えるわけです。つまり、多種少量生産方式とそれから高度な自動化された機械とをジョイントしていく、それからの産業政策、とりわけきょうは中小企業の問題ですから、中小企業政策が位置づけされていいは二十一世紀の産業構造の中に大きな位置を占めてくるようには思えるのです。その方向にこういった産業といふものがこれから八〇年代あるかないかなければならない。宇沢弘文という東大の教授が「自動車の社会的費用」という本を書いておられますが、それがどうも、あれでも自動車の費用といふものに対して大変意義に費用を見ているのです。つまり、自動車生産費あるいはガソリン代あるいは道路の通行料程度に見ているわけです。しかし、道路なり環境汚染に対する防除なりあるいはその事故に対する社会的な費用なりといふものは、一台の車が持つております社会的費用といふのは、私たちが考へている十倍、数十倍かかっているということですね。

十一世紀、そして資源というものを大切にしていかなければならぬ、これからはリサイクル産業というのも大切にしていかなければならぬ、いろいろな方向にこれからの中の中小企業政策なり産業政策で文化じやなしに使えるものを大事に使っていくような産業構造というものをつくり上げておったのをもつとソーフトな方向に変えていかなければならぬ、こういうふうに考へるわけで、大臣の御見解をまず冒頭にお伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 八〇年代の中小企業のあり方というような問題に対しましては、ただいま中小企業政策審議会で審議の最中でございます。この五月ごろに答申をいただけるそうでございまして、それが今後の指針になつていくことと考えておりますけれども、ただいまの段階では、私の考えましたよな方向に意見は全く同感でございまして、そういう方向にあるべきだ。ソフトの面に重点を置きあるいは地域コミュニティーを尊重しまして、それに適合するような成長の仕方を中小企業に対し求めていくというようなこの方向というものは、私は全くそのとおりだと存じます。

ただ、ちょっとあれですけれども、今度の政策には何ら新味がないというお話ですが、私、実は就任いたしまして、いまの二つのような方向で今一度の予算にどういうようなことを考へているんだということを聞きますと、なかなかこれは念入りな要求をしておりまして、決して中身がブラーだといふふうには御非難が当たらぬというような感じも実はしているのでございますが、後から詳く御審議があろうかと思ひますが、たとえば中小企業の人材養成に関しては中小企業大学校の創設とか、あるいは新製品、新技術の開発力を強化するためにはアドバイザー制度の創設とか、とにかくそういう新しい考え方、あるいは情報収

集力の強化といったようなものに對して一応柱を立てるとして、ソフト的一面に重点を志向するための、言うなればスタートラインを相当程度持つておるんではなかろうかという感じがいたします。地域のコミュニティーに対してもういう貢献をするかという問題に閑しましても、私からお話を申し上げるまでもなしに、いろいろ地場産業とか地域産業の育成に対しましては大変な考慮を払つておるようになりますので、まだ不十分かとは思いますけれども、しかし、お話をのような方向でこれから進めいかなければならぬというふうに私も考えておるところでございます。

○後藤委員　政策がブラーだというように申し上げたのではないです。ただ発想が、そういう大学校をつくるだとか、あるいは指導・診断・助成等をしていくとか、このことを私は否定するわけじゃないんです。きょうあすの問題題ではないと思いません。これから人類が長く生きていく上において、一体日本の産業構造を国際的にどういうようにしていくかという場合に、これまでには先ほど指摘をしましたように大量生産、大量消費、使い捨て、したがって、大量生産をしていくためには当然広大な土地を造成をしていかなければなりません、あるいはコンビナートシステムで大団地をつくつていかなければならぬ、あるいは海岸等も埋め立てをしていかなければならぬ。そういう大規模な生産施設というものが謳歌をされて、そしてそれに系列する下請になつていく中小企業として位置づける、さらにはまた、伝統的な産業なりあるいは地場産業というものはその地域で細々と死なないよう育成をしていくというような物の考え方を変えていかなければならぬ時代に来ていはしないだらうかということなんです。たとえば送電の問題についても、私たちが学んできたのは、高圧の大量送電というものをやっていくことによつてエネルギーのロスは少なくなる、このように教えられておつたのでありますけれども、その発電所にしましても大容量の、しかもそれを全国に高圧送電でネットしていくというようなこと

が、果たしてコスト、社会的費用をずっと計算していくと、それでいいんだろうかということを改めて考え直してみる必要がある。

ですから先ほどちょっと指摘しましたように、これだけコンピューター等が、単にビッグビジネスの大きな施設に使われるということよりも、非常にコンパクトになつて小さいところでも手軽に使えるようになつてきた。いろいろところで先ほど言った国民のニーズが多様になつてきてる。規格品の多量な生産、そしてそれをモデルチャンジしてどんどん捨てていくということよりも、物を大切に使っていけるわけですから、それを担つていくのは単なる今までのイメージとしての中企業ではなくて、中堅的な中小企業の役割がこれから大変強くなるだろうと私は思うのです。それを産業政策の中などでどのように位置づけていくかということを私は冒頭指摘をしてみたかったわけですね。

これは大臣からいまお答えをいただきました
が、長官からも、中小企業政策というと金融なり指導、助成なりあるいは倒産とかに対する後始末なりという、つまり後ろ向きの政策が多いようになりますが、どうじやないんじやないか。もしもつと活力ある中小企業といふものをつくり上げていくとするならば、八〇年代から二十一世紀はこの時代が来るだらうと思いますし、またそう思つていてはいけば地方の時代なり地域コミュニティをつくり上げていく一番の中核になるだらうと私は思ひますから、長官からひとつお伺いしたい。

○左近政府委員 いまのお話、私も全く同感でございまして、われわれがこの予算をつくりましたのは、去年の夏に要求するわけでございますが、その時点ではやはり従来のような中小企業政策ではない、新しい状態に対応して新しい政策を打ち出さなければいけないということで、ソフトな経営資源の充実というものを中心に据えましてはいたわけでございますが、何分八〇年代の初年度ということございまして、まだまだ十分に政策が完備していないことは実事でございます。こ

これは全く先生と同じことでござりますが、実はそのときいろいろな内部で議論をいたしまして、コンピューターがコンパクトになって中小企業も使える、そして多品種少量生産、過去においては多品種少量生産というのは生産性が低いという代表になったわけですが、それがコンピューターの自動化の活用によって非常に生産性が高まる、そうすれば多様化したニーズに非常に的確に対応できるし、しかもそれが中小企業にも可能であり、また場合によつては中小企業の方が強いことがあるというようなこともわれわれ考えまして、内部で議論をしたのですが、その問題については残念ながら今回の予算ではまだ具体的な政策にできなかつたわけでございますけれども、実は引き続いて検討しておりますので、そういう問題を中小企業の各分野に活用できるようにならうふうにアプライしたらいいかというふうな点は今後十分考えてまいりたいと思います。

そういう問題とか、それから地域問題につきましても、地場産業対策というのをいわゆる産地対策に引き続いて現在取りかかつております中、しかもその地場産業対策というのは、中央にある中小企業庁が一律にどうこうすべきであるというふうなことを言うのではなくて、むしろ各地域地域でひとつ工夫をこらした対策をやつてもらおうということにわれわれ考えておりまして、地域ごとの特色のある地場産業ができるべくすることを期待しております。とりあえずこれに対して各地方自治体に調査をしてもらおうという金額を三億準備しておりますがそれを踏み台にいたしまして地域問題にも取り組みたいと考えております。今後中小企業といふものが過去よりもっともっと大きな意味を日本経済に持つというふうにわれわれは確信をしておりますので、そういう方向でわれわれも進めてまいりたいと思つております。

○後藤委員 大きいことはいいことだというような物の考え方、私たちはそういう発想を切りかえいかなければならぬと思いますし、いまの長官の御答弁の方向でぜひ進めていただきたいと思ひ

ます。もちろん長期の問題ですから来年度の予算ですぐどうなるとかという性格のものではないですが、私たちのこれからの中・小企業政策といふのにやはり心しておかなければならぬ課題ではないかというように日ごろ考えておるものですか

ら、大臣、長官にいまお伺いをしたわけです。

今度の法案は中身が大変簡単な法案でございまして、いま申し上げましたような構想と私がこれまでから申し上げることとは必ずしも連動、一致をしていかない面があると思いますけれども、最初に大臣に、中小企業金融公庫への一般会計の出資金が今年度二十億円予定され、これは昭和三十年度に五億円出資されて以来のことだと言われておきたいと思います。

○佐々木国務大臣 先ほど企業庁長官の方からもお話をございましたとおり、大変経営基盤が強固で順調でございましたけれども、円高対策とかあるいは不況対策等で、言うならば金融機關として中小企業のために大変無理をしたといいますか、そういうのが一応いまの経営基盤の、若干の一時的な現象であると思いますけれども、しかし基盤を若干緩めたということは、これは否めない事実を存じます。

そうぞござりますから、これに対しましては、まず自己資金のこ入れをしてやろう、あるいはさらに少なければ、本来であれば財投資金等が一番いいわけでござりますけれども、限度がございまますから、債券の発行限度を上げようというふうなことで基盤の強化に役立つてやろうというのが今度の趣旨かと考えております。

○後藤委員 長官にお伺いをいたしますが、この法律案が作成された過程、国会に提案をされた時期というのは、この公定歩合の引き上げ、一ヶ月足らずの間に二回も引き上げられている、しかもその上昇幅が大変大きいわけですから、こういう公定歩合の引き上げをしていかなければなら

ないというような情勢というものは背景として持つておられたんでしょうか。これがまず一つです。

それから、私は、必ずしもインフレ対策として金融政策がオールマイティーだと思わないのですけれども、しかし、内外の金利差等を考えていけばならない。ただ、今度のインフレ対策あるいは設備投資過熱方向を抑えていく、インフレの

方向をストップダウンしていくということにはどうもまだまだ心配な面がある。というのは、石油ショック以後大変な減量経営に入ってきた、資本を大量に必要とするところのものは、内部資本といふやしていくことが非常に重視されているんじやないか。そいたしますと、そいったところは余り資金需要といふものは必要とならない。公定歩合が上がるということは逆にプラスになっていくという面もある。片一方、この法律案は資金量をふやしていくことになるわけですね。資金量をふやすということは、貸し出しをより潤沢にしていくこと、公定歩合の引き上げ政策とこれは逆行することになるのではないか。もちろんいや中小企業は資金的にはインフレ、デフレの間においても大変困つていくんだから、これは別にそっとしておくんだということになるかもわかりませんけれども、しかし、全体的には総資金需要といふものを抑制をしていく、片一方、中

小企業金融公庫の方は資金需要に対応する資金量を拡大をしていく、こういう政策になっていくわけですね。

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕

二月とそれから本日ですか、こういうふうに公定歩合が上がってくることによって、資金運用部資金等の利子がどうなっていくのか、あるいは公定歩合が上がった際にも答えておられましたけれども、債券を発行していくことになつてますから、債券の発行限度を上げようといふこと

す。中小企業金融公庫の経営というものが大変タクトになつていきましたと、市中金融機関はすぐまた、債券発行を二十倍から三十倍に上げます。

それから、私は、必ずしもインフレ対策として金融政策がオールマイティーだと思わないのです。

それから、こういった問題等を考えてみます

と、中小企業金融公庫の方も逆さやの心配はない

だらうかという実は心配をするのです。それを変えていくためにはやはり貸出金利というものの上

げていかなければならないという内部要因といふのは非常に強くなるだらうという気もするわけ

です。総資金需要抑制の中で、中小企業というものは別だからという姿勢といふものがとつていて

いるのか、ある程度今度の公定歩合引き上げと連動いたしまして、中小企業分野に対してもこの金融の引き締め政策といふものは覚悟をしていかなければならぬということになつていいのか、單に

政府系中小企業金融機関の問題だけじゃなしに、民間の中小企業向け貸出枠といふものが一体どう

いふようになつていくのか、ぜひひとつお伺い

したいと思います。

○左近政府委員 当法案でお願いをしております出資とかあるいは債券発行限度の引き上げといふような問題につきましては、むしろ中長期的な見通しから昨年来準備をし、そしてまた今回お願いをしておるわけでございます。その間に、実はこ

れは政府系金融機関の運用ということにならうかと

は政府系金融機関の運用というもの

に對する対策をこれから打つていかなければいけ

ます。したがいまして、われわれの対策といたしま

しては、過度に中小企業にしわの寄るというも

のだらうか、こういった問題等を考えてみます

と、中小企業金融公庫の方も逆さやの心配はない

だらうかという実は心配をするのです。それを変えていくためにはやはり貸出金利というもののにつけばならない。ただ、今度のインフレ対策ある

いふべきだらうかと

は政府系金融機関が非常に逼迫している金融について、たとえば倒産防止対策といふようなものにつけてはやはりもうともつと有機的に活用しなければならないといふふうに考えております。

金利の問題につきましては、通常はいわゆる民

間金融機関の長期プライムレートと大体同じにしてはやはりもうともつと有機的に活用しなけれ

ばいけないといふふうに考えております。

金利の問題につきましては、通常はいわゆる民

間金融機関の長期プライムレートと大体同じにしてはやはりもうともつと有機的に活用しなけれ

ばいけないといふふうに考えております。

金利の問題につきましては、通常はいわゆる民

間金融機関の長期プライムレートと大体同じにしてはやはりもうともつと有機的に活用しなけれ

ばいけないといふふうに考えております。

○左近政府委員 当法案でお願いをしております出資とかあるいは債券発行限度の引き上げといふ

政府系中小企業金融機関の問題だけじゃなしに、民間の中小企業向け貸出枠といふものが一体どう

いふようになつていくのか、ぜひひとつお伺い

したいと思います。

策貸し付けというのがあると聞いておるので、これまでの融資実績、その効果等につきまして、あわせて伺いたいと思います。でもあわせて伺いたいと思いまして、これは五十二、三年以来大きな変化はございません。

○船後説明員 公庫資金に対する延滞の状況について御説明申し上げますと、最近おおむね一%程度でございまして、これは五十二、三年以来大きさいます。

○左近政府委員 倒産対策緊急融資制度の実績でございますが、これは中小公庫、國民公庫、商工中金、三つの機関でそれぞれやっておりまして、開始いたしましたのが五十一年度、倒産が非常に頻発したとき以来でございまして、ことしの一月までの累計が、大体貸付先といたしましては一万七千六百件くらいでございまして、貸付額といたしまして約九百三十七億というものを貸し付けております。

それで、倒産貸し付けにつきましては、現実に倒産に瀕したという場合に、ことに大きな企業が倒産をいたしますと、各地域、地域で通産局がを中心になりまして相談会を開きまして関連の中小企業者の具体的な相談に乗りまして、こういう融資あつせんをするということをしておりまして、これについては比較的迅速な貸し付けができるので喜ばれておるということです。実はこれはいままでは臨時の制度でございまして、延長延長で参ったわけがございますが、やはり臨時的な制度でなくしようということで、この五十五年度以降は恒常的な制度にして、さらにこれを活用できるようになっていきたいということを現在予定をしておるわけでございます。

○後藤委員 時間が余りございませんので、答弁の方簡単にお願ひをしたいと思うのですが、期間の問題だけちょっとお聞きをしたいと思います。

資金を借りたいという者は、少々金利が高くても能力に合った償還期間というものを要望している、そういう声が大変多いと思うのです。設備資金が七年以内、運転資金が五年以内、近代化貸しふけ等は最高十年以内というようなことになつて

け等は、用地とか集約化だと共同化ということが背景にあるにいたしましても、それぞれの貸し付けが十五年とか十六年とか十二年とかといらし、思うくなっているわけですね。これにそろえていけるものだろうか。少なくとも近代化貸し付けの場合はこの期間をもう少しそろえていくことができるなんだらうかという、大変素人的な質問で恐縮ですけれども、疑問を持つわけです。いかがでございましょうか。簡単に御答弁いただきたいと思います。

○左近政府委員 一応御指摘のような期限が決まっておりますが、やはり性格上相当貸し付けを長くせざるを得ないというものについては、たとえば十三年というようなものを決めておるものございますし、特別の貸し付けについてもそういう配慮をいたしております。したがいまして、実情に応じた貸付期間にするように努力をしておりますので、今後もそういう努力を続けたいと思います。高度化資金とはやや性格が違いますので、高度化資金並みにするということははだむづかしいと思いますが、そういう努力は今後も考えていただきたいと思います。

○後藤委員 その問題に触れましたのは、石油危機以来成長産業と停滞産業というものがいわゆる景気の変動の中における一時的現象では、最近なくなってきた。ですから中小企業者というものは、これからは、これらの景気見通しだけじゃなしに、これから経済の方向に対応するみずから商品なり企業を一体どう対応させていくかということ非常に苦慮している。最近、たとえばレジャー産業関連とかあるいはアパレル産業とか、公害防止関連の産業とか、こういったものがこれから一つの成長産業とかで、よく言われているわけです。これは、どれを見ましてもやはり新技術なり事業転換といふものに大変大きな資金量と長期的なリードタイムが要求されてくるわけですね。ですから、私はこの貸し付けの期間あるいは額の問題についても、検討をもっと深めていただきたい

いということを御指摘を申し上げたわけです。ですからそういった問題について、他の、先ほど言われた中小企業振興事業団、それと近代化設備資金とは若干性格が違うということでございましたが、重ねてそのことを指摘をしておきたいと思います。

そこで、冒頭大臣に御質問をいたしましたことと関連をするわけですけれども、地方の時代と言っているこれからを考えてみますと、やはり地域経済と中小企業との関係というものはこれまで以上に強くなつていいだらうということをございましたが、重ねてそのことを指摘をしておきたいと思います。

商五億円以上の売り上げをしている中小企業産地といふんですか、これが全国に三百四十とか三百五十とかと言われるくらいあるようですがれども、この地域別の貸付件数です。これは資料の中にも報告をされておりますけれども、この地域別産地融ですから、これからの方の時代、地方経済の中に中核的に中小企業というものを位置づけていく、その政策的な方向というもの、がこの貸し付けの件数なり金額の中に反映をされてきているのでしょうか。あるいは三百数十カ所あるそういう中企業産地、私はこれはやっぱりこれからの中核にしていかなければならぬだらうと思います。それと同時に、その中で伸ばしていくべきもの、あるいは事業転換していくものというのも、私は通産省あるいは中小企業庁としては政策的に位置づけていかなければならぬだらうと思います。ただいままでの積み上げがこういう実績になつておりますといふことじやなしに、そこにはウェーホーとかかつていいくらうし、あるいはより政策的な金融操作というものを行わせていいだらうと思うのですが、この点はどのようにされているのか。

それから、ちょっとこれはお伺いといいますか、直していただきたい問題がある。実は私は、

この中小企業金融公庫の質問をするんだといつてこちらに入ってくるときに、同僚議員から、それはいい機会だからせひひとつこのことを聞いてみてくれと言わされたことがある。それは、中小企業金融公庫もそうですが、商工中金の場合には、兵庫県の例をとりますと神戸と尼崎と姫路にあります。きょう同僚議員が言つたのは但馬なんですね。裏日本。この但馬の経済圏というものは御承知だと思いますけれども姫路の方になるわけであります。つまり播州の方に、アクセスの面を考えまして、経済圏を考えてみましてもある。ところが、それが管轄は神戸の方になっているというふうに聞いているわけですね。あるいは中小企業金融公庫は、これは一つですから別に身近にいうことを言うんじゃないのですが、国民金融公庫も丹波の方はやはりこれまた神戸——ちょっと立ち話で私は聞いておったので、神戸だか尼崎などちかで、これまた経済圏から見ますと不便だ。私はその話を聞いて考えましたのは、どうもそういうふいた経済的な背景あるいは地域的な問題といふものを十分に配慮して管轄——窓口じゃないですよ、代理貸し等もあるわけですから。管轄も大変無神經になされているのではないかということですございますから、この点はひとつ要望として、十分手直し等ができるならばしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

ますけれども、つまり交通の事情が変わりました。鐵道じゃなくて自動車の便等々の流通から姫路の方の経済圏になつたのかかもしれないというふうな気もいたします。こういう点はまた經濟の実態に応じた配置をやるようだ、ひとつ商中や国民金融公庫にもよく検討していただくようにいたします。

○後藤委員 セっかく大蔵省と公取からおいでいただいておりますので、一言お伺いをしておきたまです。

大蔵省の方は昨年の七月に歩積み両建ての自肃

についてという通達を出されています。代理貸し

の場合はやはりこの拘束預金という問題が依然と

して後を絶つてないんではないだらうかとい

う部面があるというよりもお聞きをいたしてお

りますけれども、最近の拘束預金等の傾向につい

て、大蔵省としてはどういうよろな御判断をなさ

つていらっしゃるのか。

それから公取の方は何か毎年拘束預金の実態と

いうのを年に二回ばかり調査をされているよう

です。この資料を見ますと、五十四年五月が一番新

しい調査実績のようですが、傾向は改善の

方向にある、こういうように書かれております。

私の心配いたしましては、やはり市中の金融機

関といふものは多額に国債等も保有をいたしてお

りますし、最近の国債市況といふものはよろしく

ございません。そういった点を見ますと、この歩

積み両建て、拘束性の預金によって実質的な貸し

付け金利の増を図つていくくといふような衝動に金

融機関は駆られはしないかといふ心配も実はする

わけです。特に公取といつてしまして、あるいは通

達を出されております大蔵省といたしましても、

拘束預金、歩積み両建ての問題についてどのよ

うに判断をされているのか、一言で結構でござい

ますから、せっかくおいでいただいておりますの

に答弁が短くて恐縮ですけれども、お願いをしま

す。

○吉居説明員 ただいま御指摘のように昨年七月に歩積み両建てに関する——それ以前の通達、指導、種々ございましたのでこれを整理統合いたしました。

まして明確化を図つたところでございますが、この新通達の運用に当たりましては、各金融機関におきましてその公共的な性格を十分認識していただきます。

○劍持政府委員 公正取引委員会といたしまして真剣に取り組んでもらっているところでございま

す。各金融機関からは毎年五月と十一月末に拘束性預金に関する報告を聽取しているわけであります

が、これによりますと、狭義の拘束性預金比率は昭和三十九年五月、これはまさにこの歩積み両建てに関する指導を積極化したときであります。現

在五十四年十一月の状況につきまして集計でござりますけれども、これも恐らく非常に低い数字になりますけれども、恐らく非常に低い数字

になるうかと思つております。

また、私どもは財務局財務部の窓口においてこの歩積み両建てに関するいろいろな相談を受けて

いるわけでありますが、この相談の件数につきましても、たとえば五十二年度は二百九十九件ございました。また五十三年度はこれが八十七件に減

つております。また、先ほど先生から御指摘ありましたよう

に、市中銀行等は最近の国債の状況等で大変厳しく環境にあることは事実でございます。

〔中農〔源〕委員長代理退席、堀内委員長
代理着席〕

しかしながら、いま申しましたように市中銀行等は検査面を通じましてこの過当な歩積み両建てが自肅されますように指導してきているところでございまして、その状況はいま申したとおりでござ

いますが、今後ともこの市中銀行等につきましては、公共性の高さということを十分認識していただき、社会的公正に配慮しながら適切にこの問題に對して取り組んでもらいたい、また私どもも引き続き十分指導していきたい、こういうように考え

ております。

○劍持政府委員 公正取引委員会といたしましてお話しのようによく毎年拘束預金の調査をしておりまして、最近の調査結果によりますと、いわゆる狭義の拘束預金といいますか、借り入れまたは手形割引に関連いたしまして質権の設定とか預

金証書の差し入れといった、明確な手続で拘束されている預金の比率は一・四%程度でございま

す。それ以外の事実上の拘束預金を含めましても九・六%程度でございまして、年々低下の傾向にありますけれども、これが最近の五十四年五月にはわずかに三・四%まで下がつてゐるわけであります。現

在五十四年十一月の状況につきまして集計でござりますけれども、これも恐らく非常に低い数字になりますけれども、恐らく非常に低い数字

になるうかと思つております。

また、私どもは財務局財務部の窓口においてこの歩積み両建てに関するいろいろな相談を受けて

いるわけでありますが、この相談の件数につきましても、たとえば五十二年度は二百九十九件ございました。また五十三年度はこれが八十七件に減

つております。また、先ほど先生から御指摘ありましたよう

に、市中銀行等は最近の国債の状況等で大変厳しく環境にあることは事実でございます。

〔中農〔源〕委員長代理退席、堀内委員長
代理着席〕

しかしながら、いま申しましたように市中銀行等は検査面を通じましてこの過当な歩積み両建てが自肅されますように指導してきているところでございまして、その状況はいま申したとおりでござ

りますが、今後ともこの市中銀行等につきましては、公共性の高さということを十分認識していただき、社会的公正に配慮しながら適切にこの問題に對して取り組んでもらいたい、また私どもも引き

続き十分指導していきたい、こういうように考え

ております。

○後藤委員 行政管理庁の方についてはまだ改め

てお伺いをしたいと思います。

○左近政府委員 通常申しますときはそうでござりますが、もう少し広げて、たとえば沖縄金融公

庫とか環衛公庫とかいうふうなものも含めて言う場合もございます。

○後藤委員 行政管理庁の方についてはまだ改め

てお伺いをしたいと思います。

○後藤委員 この「中小企業施策のあらまし」を見ますと、政府系中小企業金融三機関として中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金、こういふふうに書かれています。それから下がつて

きて環衛公庫を設け、環境衛生関係業種に対し衛生水準の向上及び近代化のための資金を融資する、こういうふうになつていてるわけですが、中小企業関係は大変複雑で、皆さん方は非常に分野が

明確になっておつてしまつとしているんだといふことだと想いますけれども、私はどうも今度質問

をさせておつてしまつとしているんだといふことだと想いますけれども、私はどうも今度質問

業金融公庫等にても預金はやっていないわけですが、ただ資金運用部から借りるわけですから、その点を考えますと貸し出しの業務が一つの独立の存在としての意義を持つている。ところがこれはどうもそういうようではない。「二千万円以上の必要なんだろうか、あるいはもし必要だとすればもう少し整理をしていければいいだろ。この辺がどうもこの「中小企業施策のあらまし」を見ましても、何がいいと思います。そうでないとすればもう少しまま子的に扱っているというような感じがする。しかも設備資金が環衛であって、運転資金の場合は中小企業金融公庫、ダブつて行われておりますね。

それから大臣にちょっとこれもお答えをいただきたいたいのですけれども、中小企業政策というのの中企業にかかる万般の問題をとらえてやる性格のものであって、通産省所管中小企業政策ではないというふうに思うわけです。この場合に、こうやって分けてされておるということは、中小企業開業政策を進めていく上において私はいかがなものだろうかということをこの点で大変疑問に実は感じたわけです。いやもうじやなしに、中小企業開業係というのは一つであって、大中小あるいは零細あるいはまた業種といら窓口をたくさんつくつておいて、一つの中小企業政府系金融機関といふのであればいいんだ。しかしそうすると、大蔵省きょうおいでになっていらっしゃいますけれども、どうも資金枠がとれないから、たくさんつくつておいてあっちこっちからいづばい要求を出された方がとりいいんだということからなされているのか。どうもこの辺が行管の方は余り検討をされないでありますけれども、資金コスト

くべきものではないだろうかと私個人としては考えております。ひとつこの点についてどのように理解をされているのか、お答えをいただきたいと思うのです。

○佐々木国務大臣 お話のようだに大変むずかしい問題でございまして、にわかにこの方が最善だろうというのには踏み切れませんけれども、しかし重要な問題でございますので、さらに検討を進めたいと思います。

○後藤委員 これ実はもう少し答弁をいただきたいたんですけど、先ほど大臣の御答弁で、大変むずかしい。そのむずかしい背景というのはわかりますけれども、やはりわかりやすくした方がいいと思うのです。いろいろな法律をつくられる過程におけるあるいは機関をつくられる過程におけるいきさつはあるだらうと思う。しかしそこに何かすつきりしないものが、この資料を見ましてもどうの資料を見ましてもやっぱりあるわけですね、融資のあり方についても。この点はぜひまた機会をいただきまして質問をさせていただくということにして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○堀内委員長代理 これにて後藤茂君の質疑は終了いたしました。

良明君、

○木内委員 引き続いで木内良明君の質疑に移ります。木内

○木内委員 いま大臣の御決意を伺いましたので、ぜひともこれが実現されるように要求するものであります。

今回の法案の改正内容のまず一点は、追加出資ということが挙げられるわけでありますけれども、公庫の貸付実績が年々増加傾向にあることは事実であります。また、増大するこうした資金需要に対応するために貸付原資の充実ということ、さらにまた安定的確保を図るということから今回の法案が提出されているわけでありますけれども、昭和二十九年度に二十五億円、それから三十年度に五億円が一般会計から追加出資されているわけであります。その後今回の改正まで追加出資が行われていなかつたということになるわけでありますけれども、その辺の理由についてまずお聞かしします。

○左近政府委員 御指摘のように昭和三十年度の追加出資以後は、中小企業投資育成会社へのための出資は若干四十三年までございましたが、それ以外の公庫の本体に対する実質的な追加出資は行なわれておらないわけでございますが、これはこの中小公庫が、設立以来従来出資した資本金をもとにいたしまして中小企業の資金供給の円滑化ということで大変努力をし、経営の合理化も努力をして、従来はむしろ余裕を持つておったので、こういう追加出資の必要がなかつたということでござります。

○木内委員 実際長期にわたって追加出資といふものが行われてこなかつたわけでありますけれども、今後の公庫の業務の拡大あるいはまた機構の整備等に伴つて、当然長期的な追加出資の計画の策定なりあるいは見通しというものが具体的に明示されなくてはならないというふうに私は思うわけでありますけれども、今後の追加出資の見通し並びにこのいわゆる総合計画の策定についてどのようなお考えを持っておられるのか、大臣ひとつ

ます。そこで、いま大体五〇%、五〇%というとの割合になっているわけですけれども、この二条に基づいて、「業務の一部を委託することができる。」という条文の本来の趣旨にこの数字といふものは見合っているかどうか、果たして一部かどうか、今後この割合はどうあるべきかという点について、大臣にお聞きします。

○佐々木国務大臣 直貸しと代理貸しにはおののおのの特色がありまして、直貸しの方は比較的多額の金を出すでしょうし、代理貸しの方は、得意の自分の銀行から小口のものを迅速に借りるというところに特色があるのじやなかろうかと思います。ですから、需要者がどちらを選ぶかということが問題の決め手だと思います。そういうことでございまして、どちらが何%が一番適当であろうといふシニアを決めるというよりは、むしろ両方の制度の特色を生かしながら中小企業関係の利便というものを考えて、そしておののすからそれに対処していくというのが一番自然の道じやなかろうかと私は思います。

私も先生と同様に田舎でございまして、ずいぶん世話をさせられた方の一人でございますが、やはり代理貸しも、ぜひそうしてもらいたいという希望者も地域にはたくさんいるわけでござりますので、むげにどちらがいいというわけにはいかないのじやないでしょうか。

○木内委員 大臣、いまの御発言についても重ねて御質問申し上げたいわけであります、まずは私は国会のございます東京一区の選挙区でござりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思うのです。

それから、いま言わされました代理貸し付けと直貸しの特徴ということですけれども、これはそれぞ長所短所があるわけですよ。この長所短所というのは、裏を返せば今度は欠点といふ面といふのは、分けられるわけですね。実はこの問題についてはかねてから国会でないぶん議論をされてきている実績があるわけです。先ほど絵図が言われたように、二、三〇%の直貸しだったものが、こ

れは当然よくない、公庫の本来の趣旨から考えるべきとの割合になつておられます

ならばこれは拡大されるべきだといって、いまぐらんぐらん絵図を中心にして、あるいは長官も指導されできる。」という条文の本来の趣旨にこの数字といふものは見合っているかどうか、果たして一部かどうか、今後この割合はどうあるべきかという点について、大臣にお聞きします。

○佐々木国務大臣 直貸しと代理貸しにはおののおのの特色がありまして、直貸しの方は比較的多額の金を出すでしょうし、代理貸しの方は、得意の自分の銀行から小口のものを迅速に借りるというところに特色があるのじやなかろうかと思います。ですから、需要者がどちらを選ぶかということが問題の決め手だと思います。そういうことでございまして、どちらが何%が一番適当であろうといふシニアを決めるというよりは、むしろ両方の制度の特色を生かしながら中小企業関係の利便と

いうものを必要なくなつてくる。その意味で、私はいまこの質問を申し上げるのは、公庫の運営、貸し付けの実態の中では非常にエボッククマーケティングな質問を申し上げて、こういうつもりなんですが、直貸しは一万二千もある店舗はいまこの質問を申し上げるのは、公庫の運営、貸し付けの実態の中では非常にエボッククマーケティングな質問を申し上げて、こういうつもりなんです。その点を踏まえてもう一度、検討するとかあるいは御自分の御見解でも結構ですからお聞かせください。

○佐々木国務大臣 わかりました。これはよく検討させていただきたいと思います。

○木内委員 これは今までの委員会等でも相当その点を答弁なさっておりますし、今後なお一層検討していただきたいと思います。私もこの問題は今後当委員会で逐次取り上げていくつもりでおります。具体的な進捗状況等についてもその都度お聞きしてまいりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うのです。

それでいまの問題ですが、総裁、この直貸しと代理貸し付けの本来あるべき割合はどの程度が理想か、これも私はむずかしいと思うのです。それはよくわかるのですが、ただ公庫本来の設立趣旨からいきまして、いわば民間の金融機関で融通することが困難な企業に対する云々という、こういふ公的な性格の盛り込まれた公庫法なんですね。したがって、この本来の設立趣旨を満たすためのあり方としてこの割合が本来どうあるべきなの

傾向があるわけです。私はあえてこのことを憲法とは申しません。しかしながら、総裁や大臣が言われるよう理想的に必ずしも一〇%が進んでいくことは言えない。こういう面があるわけですよ。したがって私は、直貸しの拡大というものが必要になるというふうに考えるわけです。いま申された民間の代理貸付機関におけるところの実態といふもののがいま八百以上ますけれども、この点を、ひとつ総裁お聞かせください。もう平素の御努力はよくわかつておりますから。

れば、結局利用者の利便というものを第一義に考へた場合には、そこには行政施策のあり方というのもも必要なくなるし、あるいはまた具体的措置と

ていなければ検討するというふうなことでもなければ、直貸しは一千二千もある店舗を用いたしまして小口を手軽に貸し付けると、直貸し、代理貸し、それぞれの特色があるわけでございます。政策目的をより徹底するという点から考えれば直貸しがすぐれておると思います。しかし他方、代理貸しは一万二千もある店舗網を利用いたしまして小口を手軽に貸し付けるといふ特色も持つておるわけであります。私どもいたしましては、ここ数年来五〇、五〇という割合で業務を運営してまいりまして、経験的に適当ではなかろうかと思っておりますけれども、やはり問題は利用者の利便、中小企業者の利便といふことが第一でございますので、両制度の特色をそれが生かしながら、今後もニーズにこたえつつ分配割合等は検討してまいりたい、かように考えております。

○木内委員 大臣も総裁も利用者の利便ということを第一義にお考えになる、これは大変結構なことだと思いますし、また、その趣旨に沿つての具体的運営を行つていただきたいというふうには確かに思います。しかしながら現場の実態というものをつぶさに見てまいりますと、実は必ずしもそぞうじやない傾向というのがあるのです。たとえば代理貸し付けにおける貸し付けの実態について言えば代理貸し付けにおける貸し付けの実態についても、公共性あるいは社会性というものを欠落させて、客観的に見てどうしても十分な条件が整つてない、あるいはまた民間金融機関として貸し出しができるにもかかわらず、長い取引をしている顧客に対して優先的に公庫の融資枠と、

それが代理貸付として扱つてしまつ、こういう傾向があるわけです。私はあえてこのことを憲法では申しません。しかしながら、総裁や大臣が言われるよう理想的に必ずしも一〇%が進んでいくことは言えない。こういう面があるわけですよ。したがって私は、直貸しの拡大というものが社会的背景、地域性といったものをどのように勘

か、この点を、ひとつ総裁お聞かせください。それで、本來の趣旨から考えたらどうあるべきか、この点を、ひとつ総裁お聞かせください。もう平素の御努力はよくわかつておりますから。

○佐々木国務大臣 最近私は余りくに帰りませぬ。今後やはり大臣としては、本来どうあるべきかという基本的な姿勢というものを、いま決まります。かといふことは、田舎で金を中小企業金融公庫から借りたいという場合に、直貸しでどう寄りの銀行だとわりあい行きいいのですけれども、直接金融公庫へ行つてというのになかなかで、お見それしませんと思いますので、バランスをほどよくとらえらる。といいますのは、田舎で金を中小企業金融公庫から借りたいという場合に、直貸しでどう寄りの銀行だとわりあい行きいいのですけれども、直接金融公庫へ行つてというのになかなかで、お見それしませんと思いますので、バランスをほどよくとらえらる。といいますのは、田舎で金を中小企業金融公庫から借りたいといふ場合は、公庫のような田舎だと最寄りの銀行だとわりあい行きいいのですけれども、直接金融公庫へ行つてというのになかなかで、お見それしませんと思いますので、バランスをほどよくとらえらる。といいますのは、田舎で金を中小企業金融公庫から借りたいといふ場合は、公庫のような田舎だと最

か、大臣。

○佐々木国務大臣 最近私は余りくに帰りませぬ。今後私は余りくに帰りませぬけれども、私の経験から申しますと、やはりむげに代理貸しでございます。政策目的をより徹底するというのをどんどん縮小するというのもどうか

す

○左近政府委員 中小企業の需要に適合するためには、やはり公庫の店舗網というものを拡充する必要があるということはわれわれも同感でございまして、従来からもその拡張に努めてまいりました

げるつもりはありません。しかししながら、こうした小口のめんどうなものを排斥しようといふうなことがあっては、これは問題だと私は思うのです。その意味から、関連して手数料の問題を聞くわけであります。

縮小いたしまして、代理貸し部門は赤字的な体质に相なっておりまます。これをモデル的に申し上げますと、現在基準貸付利率が八・二%、それから借り入れ、これは資金運用部の借り入れでござりますが、借入利率が七・一五%、利ざやが一・〇%でござります。一方、三枚目は又は一

ねをいたします。

ねをいたします。
民間の信用調査機関の東京商工リサーチは、二
月の負債総額一千万円以上の全国企業倒産状況を
発表いたしております。これによりますと、企業
倒産件数は一千二百七十六件、前月比では七・四
%、前年同月比では二・二%となりました。

前年同月比では一二・二のそれが地元をいたしておるわけであります。しかし、一月に次いで倒産の少ない傾向にありますところの二月の

で、やはり中小企業者の利用の便宜ということなりたいというふうに思つております。五十五年度におきましても出張所を一つ新設、それからまた一つの出張所を支店に昇格するといふことも考えております。これは組織を大きくするのでござりますので、急激に拡大するといふのはなかなかむずかしいようございますけれども、今後息長くこういう点の拡充を次第次第に続けてまいりたいといつたいたい、その手数料とのバランスはどうなつてゐるか。それからいま触れましたところの代理貸し付けにおけるそうした問題をなくすための、小口の融資であつても民間金融機関がもうかる、十分手数料が入つてくるんだということを勘案しての小口における手数料の優遇策といふものは今後検討されないかどうか。この二点についてお聞きをしたいと思うのです。お聞きしますところ、特に総裁は経営基盤がいま大変厳しい公庫のあり方を直

る、かような姿でございまして、この赤字を直接貸し部門の黒字でもって埋める、かのような収支構造に相なつておるわけでございます。

それから、第二点の小口貸し付けの手数料の問題でございますが、これは從来から小口の方をなるべく奨励するという意味でございまして、小口貸し付けにかかる手数料率はかなり高く設定してきております。

数字について御説明申し上げますと、これは現

うふうに思ひますし、それもやはり中小企業者の御便宜というものを考えて、交通その他の事情も勘案して設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 民間の金融機関は、いまの代理貸しの中でも触れましたけれども、小口の金融について言えど、調査そのほかいろいろな手数が大口の手間よりはるかにかかる。また、もう

規定されて、いまいろいろな具体的な施策というものをお考えになつてはいる。これはもう一面では大変評価されているわけでありまして、その一つとしてこの手数料の小口における優遇というものもあることはお考えになつてはいるのではないか、そう思ひますので、以上二点についてお聞きして、時間が参りましたので私の質問を終わらせていただきます。

行でございますが、八・二%の標準利率に対する手数料は、貸付金額が三百万円以下の場合には二五%だ、二千万円を超えるとこれが一六%など。いうことで、小口優遇で設定いたしております。

○木内委員 時間がオーバーしてしまって申しわけないのですが、四月一日から手数料の引き下げを行われるということを聞いていますので、が、その点いかがでしょうか。

貸し出しよりも上船料の時間がかかる。
けということから言えば大口よりももうからな
い。したがって、勢い小口を排斥して大口を扱う
というふうな傾向が実はあるわけであります。
○船後説明員 第一点は代理貸し部門と直接貸し
部門との採算の比較の問題でございますが、代理
貸しの場合には手数料が要るわけでございます。

○船後説明員 公庫の収支構造が先ほど御説明いたしましたのような状況に相なつておりますので、この四月一日から手数料率を平均いたしまして二

時間も余りございませんので、この点はひとつ聞いておきたい。たとえば、私が相談を受けて扱
数料の比率、いわゆる手数料実収率でございます。

○船後説明員 公庫の収支構造が先ほど御説明いたしましたような状況に相なっておりますので、この四月一日から手数料率を平均いたしまして二〇%ばかり引き下げる予定でございます。この場合には、先ほど先生御指摘ございましたように、

つたことのある例があります。事業をなさってい
るある御婦人の方ですけれども、いろいろな条件
が整っていたんですねけれども、たまたま民間の金
融機関で代理貸し付けを扱っている銀行へ行きました
ところ、高利の一般的の融資の扱いを受けそう
ございます。公庫のこういったコストは貸出利息
と借入金利、この利ざやでもって賄つておるわけ
でございますが、この利ざやがかつては一・四以
上あつたわけでございますから、そういう時代

○船後説明員 公庫の収支構造が先ほど御説明いたしましたような状況に相なっておりますので、この四月一日から手数料率を平均いたしまして二〇%ばかり引き下げる予定でございます。この場合には、先ほど先生御指摘ございましたように小口貸し付けを優遇する意味から、小口部分に適用される分は一〇%程度、一千万円以上の部分につきましては二〇%あるいは三〇%、かような引き下げ率を考えております。

には何とか代理貸し部門も、年度によりまして多くなった。これを申し込まれたらどうですか。よ

○船後説明員　公庫の収支構造が先ほど御説明いたしましたような状況に相なつておりますので、この四月一日から手数料率を平均いたしまして二〇%ばかり引き下げる予定でございます。この場合には、先ほど先生御指摘ございましたように、小口貸し付けを優遇する意味から、小口部分に適用される分は一〇%程度、一千万円以上の部分につきましては二〇%あるいは三〇%、かような引き下げ率を考えております。

○堀内委員長代理　これにて木内良明君の質疑は終了いたしました。

くわからないわけです。ところが、どう見てもこれは代理貸し付けで十分対応していただける例だつたわけです。この具体例については余り掘り下少の変動はござりますが、総じて収支とんとん、こういう状況で推移してまいりましたが、五十二年度からは貸し付けと借り入れの利ざやが大幅に

○船後説明員 公庫の収支構造が先ほど御説明いたしましたような状況に相なっておりますので、この四月一日から手数料率を平均いたしまして二〇%ばかり引き下げる予定でござります。この場合には、先ほど先生御指摘ございましたように、小口貸し付けを優遇する意味から、小口部分に適用される分は一〇%程度、一千万円以上の部分につきましては二〇%あるいは三〇%、かようなな引き下げ率を考えております。

○城内委員長代理 これにて木内良明君の質疑は終了いたしました。

○長田委員 初めに、中小企業対策についてお尋ね下さい。引き続いだ長田武士君の質疑に移ります。長田武士君。

第一類第九号

商工委員會議錄第八號

昭和五十五年三月十九日

まして、特にお話しのようにも三月は決算期でござりますから、ほっておきますと大変な増加傾向になるんじやないかと憂えておりますので、何とかそれを食いとめたいということで、予断を許さないような危険な状況に対し、倒産対策ということで思い切った施策を講じたいということで、せっかく中小企業庁の方が主になりましてただいま進めているところでございます。

○長田委員 御答弁がよくわからないのでありますけれども、それでは具体的な例といったしまして、私御質問いたします。

このような状況下での中小企業の悩みというの
は、原材料の高騰分割を製品価格に転嫁することが
非常にむずかしい。これが私は第一番目の理由じ
やないかと思うのです。

第一番目には、また金融引き締めによってどうしても金融機関というものは選別融資してきます。今まで金融が非常にだぶついてるといいますか、緩やかでありますから、大手金融機関は小さいところまでも丁寧に貸し出しをいたしました。それが高金利、そうして金融引き締め、準備率もあと五千億ぐらいは引き上げられるであらうと言われておりますから、そういうう点では銀行としても資金繰りが非常にむずかしくなる。こうなりますと、勢い小手細にしわ寄せをする、いわゆる選別融資をやってくるということなんであります。こうなりますと、中小企業は製品あるいは商品にはなかなか転嫁できない。一方においては

金融をがつちり締められる、こういう点で実はダブルパンチを受けるわけなんであります。その具体例といたしまして、東京商工会議所と東京都商工指導所が都内の中小企業を対象としたしまして、原油価格の引き上げや国際市況商品の高騰が中小企業の経営にどのような影響を及ぼしておるかについて、五十五年一月現在でありますけれども、アンケート調査をやりました。その調査によりましてちょっとお尋ねをしたいわけであります。

における製品及び商品販売価格への転嫁状況を見
てまいりますと、一〇%以上の値上げを行つた企
業は、製造業では三九%，卸売業では六一%、小
売業では四七%となつております。製造業が卸
売、小売業に比べて価格転嫁のおくれが非常に目
立つておるわけあります。事実製造業では、仕
入れ価格が二〇%以上値上がりした企業は一七%と
なつておりますが、この間、製品販売価格に転嫁
できたとする企業はわずか三%にすぎないわけで
あります。こういうことも見てまいりますと、中
小企業の経営の苦しさというものが浮き彫りにさ
れておるわけであります。

さらに、五十五年上期に当たります一月から六
月までの原材料仕入れ価格については、半数以上
に及ぶ企業が二〇%前後値上がりをするであろ
う、このように答えておるわけであります。しか
し、製品価格への転嫁を予想している状況を見て
まいりますと、同期間に二〇%以上の価格転嫁は
非常に困難であるとの見通しを持つておるわけで
あります。中でも製造業では二〇%以上の値上げ
を考慮している企業は八%という状況です。中小
企業の経営環境は一段と厳しい状況に置かれてお
る、こういうことがこのアンケート調査でも明ら
かであります。

このようすに原材料の値上がりなどを製品価格に
転嫁することもままならない中小企業者に対し、
政府としてはどのよだな対策を講ずるのか、具体
的にひとつ説明をしていただきたいのです。

○左近政府委員 御指摘のとおりでございまし
て、われわれの方でも毎月中小企業、ことに下請
企業の実態などをアンケート調査を繰り返してお
りますが、その中でもいまのような事態が出てお
ります。したがいまして、こういうものに対しても
何とか手を打たなければいけないということでお
ざいますが、下請企業等につきましては、親企業
から不当な加工料の引き下げ等々がないよう、
また必要な加工料、加工費の上昇を達成できるよ
うにというようなことで絶えず調査をいたしてお
りますので、必要があれば個別の指導までやつて

における製品及び商品販売価格によってまいりますと、一〇%以上の業は、製造業では三九%，卸賣業では四七%となつております。立つておるわけであります。事業価格が二〇%以上値上がりになつておりますが、この間、卸賣、小売業に比べて価格転嫁の力はわずか三%あります。こういうことも見て、小企業の経営の苦しさといふれておるわけであります。

さらに、五十五年上期に当たる月までの原材料仕入れ価格について、製品価格への転嫁を予想しますと、同期間に二〇%非常に困難であるとの見通しあります。中でも製造業では二八%を考慮している企業は八%と、企業の経営環境は一段と厳しい、こういうことがこのアンケートであります。

相への転嫁状況を見
る値上げを行った企
業では六一%、小
さくして、製造業が卸
のところが非常に目
立つ。事実製造業では、仕
した企業は二七%と
ころに浮き彫りにさ
りますと、中
ものが浮き彫りにさ
ります。一月から六
ついては、半数以上
かりをするであろ
りであります。しか
して、この現状を見て
る以上の価格転嫁は
いつい状況です。中小
企業者に対し、具體
な調査でも明ら
かなどと製品価格に
いたいのです。

いかないと考えております。
なお、一般的にはこういうことで利益率が減少
し、中小企業は大変困っておられるということです
ござりますので、これについては金融対策を充実
することが、御指摘のように選別融資というおそれもござります事態になつてしまりましたので、
十分にやつてしまいたいということでございま
す。とりあえずは政府系の中小企業の金融機関の
融資枠を十分とりまして、必要な場合には政府系
の資金を中小企業に遅滞なく供給するという措置
を講じたいということをございますて、この年度
末金融については前年度の資金枠の大体一割以上
多い枠を用意いたしまして、機動的に対処できる
ようにしておるわけでござります。

○長田委員 長官、中小企業を助けるという意味
で、金融政策ももちろん必要であります。しかし
実際問題として私の知つている多くの中小企業経
営者というのは、商品に転嫁できないあるいは製
品に転嫁できない、たとえば頭を抑えられてしま
う、しかし原材料は上がるというのが実態なんんで
す。そういう具体的な問題をどうされますか。

○左近政府委員 価格の転嫁自体を何らかの方針
で促進するというのではなくなかなか困難なことかと申
われます。ただ、中小企業が非常に零細で、ばらば
らであるために交渉がなかなかうまくいかない
といふような面もございますので、こういう点に
ついては組合の活用というようなことも十分考
慮を講ずるのか、具體

は倒産件数も大変多いし、大変な状態であるといふことを御説明申し上げました。一方、大企業においては利益水準も非常に高い。そういう状況下にあって、そういう企業間の格差といいますか、経済民主主義が思うように活用されていない、常に弱い者がいじめられてしまふ、こういう企業間の格差といふものを私は行政指導でがつちりやらなくちゃならぬと思つているのです。ただ精神的なことを幾ら言つてもだめなんですね。

私の知つている企業の経営者は、私のところに先日このように言つてまいりました。ある製品をつくつております。原料価格はどんどん上がってくる、しかし親会社に少しでも上げてもらおうと交渉しても、じやほかであります、おたくとは取引しません、それじゃ二百人、三百人の従業員をいまどうするか。経営者として本当に苦しんでおられます。私が言いたいのは、あくまでも大手が中小零細企業に対してもっともっと温かいそういう思いやりがなくちやいけないということを言つているのです。したがつて、大企業が大分利益を上げて、そうして結局犠牲になつてるのは中小零細企業ではありませんか。大臣、そこへ目をつけなくちやだめですよ。もう一回答えてください。

○佐々木国務大臣 中小企業の窮状と申しますが、私もよく存じ上げているつもりでござります。したがいまして、先ほども御議論ございましたように、いまの窮状をどうして乗り切つていくか、あるいは八〇年代を中心企業はどういうふうに位置づけ、どういうふうに今後伸ばしていくか、という点に関しましては、できるだけ新方面と申しますが、あるいは時期を明瞭にいたしまして、育成に万々遗漏のないよう進めまいりたいと存じております。

○長田委員 次に、私は資金的な問題といたしまして、いま手形サイトは中小零細企業が受け取っておりますのは大体六ヵ月です。短いので五ヵ月。このような手形をもらいますと銀行の割引が思つようないかない。したがつて資金の運用面で申しますが、あるいは時期を明瞭にいたしまして、育成に万々遗漏のないように進めてまいりたいと存じております。

どうでしょうか。

○佐々木國務大臣 そういう苦しい状況にあることを存じております。

○長田委員 大臣、そういう状況をどう打開されるか伺つておるのであります。私が質問しているのは状況認識じゃないのです。

○佐々木國務大臣 いまの倒産対策に関しましては、長官から詳しく御説明ございましたが、そういう面等を通じましてできるだけいまの窮状を開示していくというのがわが省で考えておる行き方でございます。

○長田委員 長官、何がありますか。

○左近政府委員 基本的には大臣のお話のとおりでございますが、ことに手形のサイトがだんだん長くなるという傾向につきましては、現在われわれといたましても、例の下請代金支払遅延等防歎法を活用いたしまして、年間四万件ぐらい各通産局を中心調査をいたしております。したがいまして具体的な長い事例がございましたならば、われわれの方でそういうものについて必要な措置をとるというふうに考えておりますので、極力手形の長期化を防ぐよう努力をしてまいりたいといま思つております。

○長田委員

この取引条件のデータを見てまいりますと、回収条件でありますけれども、手形は百

十三日とか、そのように載つていますね。これは非常にマクロ的な統計なんですね。物はもつと細かく見なければいかぬのですよ。そういう意味で十分分配慮していただきたいと思っております。

次に、先ほどちょっと出ましたとおり、これら金融が非常に逼迫してくることは目に見えております。そなりますと、中小零細企業はどこを頼りに生きるかということになりますと、やはり政府関係の金融機関を頼つてくる。

私は総裁にお尋ねしたいのでありますけれども、実はこの間も中小企業金融公庫の申し込みをしたいということである人が私のところへ参りましたので、ある銀行を紹介しました。しましたところ、条件等もこちらの方がいいということと銀

行為融資をしてしまったという経緯があるので

す。中小企業のためにということで中小企業金融公庫が設立されても、実際問題として民間金融機関でも十分対応できるということであつたので

は、中小企業としても余りメリットがないのではなかという危惧を私はちょっと抱いたのです。

それはごく一例であります。しかし、一般の金融機関が貸しにくいあるいは非常に渋つておるそういう取引先に対して、何らかの手を打つたために私は中小企業金融公庫があるのだろうと思うわけでありますけれども、そこらの決意はどうなんでしょう。

○船後説明員 先生御指摘のとおり、中小公庫の資金は民間金融機関で融通しがたい長期の設備資金あるいは運転資金といふことに相なつておるわ

けでございます。したがいまして、たとえば民間の金利その他の貸付条件との比較におきまして、短期の金でございますと、中小公庫の長期の金の方が条件が悪い、かようなケースもあつたわけでございませんけれども、やはり五年あるいは十年といた長い設備資金といふことになりますと、中小公庫の金は中小企業者に喜んでいただけのないか、かのように私どもは思つておる次第でございます。

○長田委員

金利負担という面では中小零細企業は非常に苦しんでおりますから、その点は政府機関としての特性といいますか、特徴をどうかひととおりお聞きたいと思います。

○長田委員

二月十九日に公定歩合が一%上がり

ました。が、政府系の中小企業金融機関の基準金利について大蔵省と話し合いましたか。

○左近政府委員

これにつきまして現在話し合いでございまして、この四月一日に何らかの結論を出してやりたいということで、現在検討中でございます。

○長田委員

二月十九日第四次の公定歩合引き上げで一%、また本日一・七五というふうに公定歩合が引き上げられたわけでございます。そこで、政府系の中小企業の金利体系は将来どういうふうにお考えでしよう。

○左近政府委員

いま申し上げましたように、基本的には長期のプライムレートを基準金利にすべ

くあります。そうなりますと、中小零細企業はどこを頼りに生きるかということになりますと、やはり政府関係の金融機関を頼つてくる。

私は総裁にお尋ねしたいのでありますけれども、実はこの間も中小企業金融公庫の申し込みをしたいということである人が私のところへ参りましたので、ある銀行を紹介しました。しましたところ、条件等もこちらの方がいいということと銀

行で融資をしてしまったという状況であります。

昨年の後半以来公定歩合もだんだん上がつてしましました。したがいまして、この長期プライムレートはその公定歩合の引き上げと余り日を置かず

に引き上げられましたけれども、中小企業について急激なショックを与えてはいけないということ

で、昨年は八月一日に長期のプライムレートが引き上げになつたわけでございますが、それについて九月一日から基準金利も引き上げたわけでございますが、それをまるまる引き上げないで一部を引き上げて、年末金融については中小企業のこととを配慮して引き上げ幅を考慮して、ことしの一月になつてこの基準金利並みにしたという例がござります。将来につきましては、実は第四次の公定歩合の引き上げに伴う長期のプライムレートの引き上げに対応する基準金利につきましては、現在関係方面と検討中でございますが、さらにまた五次の引き上げも出てまいりましたので、これについてどういうふうにするか、いま中小企業の実情を踏まえて銘意関係方面と交渉し、検討中でございます。

○長田委員 二月十九日に公定歩合が一%上がりましたが、政府系の中小企業金融機関の基準金利について大蔵省と話し合いましたか。

○左近政府委員

これにつきまして現在話し合いでございまして、この四月一日に何らかの結論を出してやりたいということで、現在検討中でございます。

○長田委員

二月十九日第四次の公定歩合引き上げで一%、また本日一・七五というふうに公定歩合が引き上げられたわけでございます。そこで、政府系の中小企業の金利体系は将来どういうふうにお考えでしよう。

○左近政府委員

いま申し上げましたように、基

本的には長期のプライムレートを基準金利にすべきであるというふうに考えております。しかしながら、現実におきましてはプライムレートの動

向、それからまた、他面政府系金融機関につきましては原資が財投資金でございますので、資金運用部の金利ということも配慮しなければいけませ

んが、そういうものを配慮しながら日々の実態に極力合わせて、中小企業の方に余りひどいショックを与えないといふことも配慮しながら決めてい

きたいというふうに考えております。○長田委員 通産大臣、プライムレートを基準にしておるということは、私はわからないわけじゃないであります。しかし、このように思つております。

○左近政府委員 この政府系金融機関の任務は、一般的民間金融機関の補完的な機能を果たすといふようなことにもなつております。したがいまして、市中の一般的金融機関の金利と政府系の金融機関の金利というようなものは、その時々によつて十分いろいろな配慮をしなければいけないといふことを考えております。したがいまして、われわれとしては從来の方針で、いかに金利を下げておるかなど、いかに金利を上げておるかなど、いかに金利がいまのように非常に上がつてしまつました時代につきましては、そういう配慮も十分講じてまいりたい、このよう思つております。

○長田委員 通産大臣、プライムレートを基準にしておるということは、私はわからないわけじゃないであります。しかし、このように思つております。

○佐々木國務大臣

五百億の使途に関しては、中小企業の経営の改善あるいは物価抑制の双方が可能ではないかという感じを持つんです。この点については通産大臣、こ

ういう考え方はどうでしようか。

○佐々木國務大臣

五百億の使途に関しては、中小企業の経営の改善あるいは物価抑制の双方が可能ではないかという感じを持つんです。この点については通産大臣、こ

ういう考え方はどうでしようか。

○佐々木國務大臣

五百億の使途に関しては、中小企業の経営の改善あるいは物価抑制の双方が可能ではないかという感じを持つんです。この点については通産大臣、こ

ういう考え方はどうでしようか。

案でござりますから、よく検討してみたいと思ひます。

○左近政府委員 五百億の使途、われわれもいろいろ考えておりますが、利子補給ということになりますと、その年度だけじゃなくて後年度の準備をしなければならないということがござりますので、そういう点もございまして現在いろいろ考おうておりますが、どういうふうにやつたらいいかと、いろいろはつきりした結論はまだ出ていないという

○長田委員 どうかひとつ中小企業に対しまして、金融面あるいは行政指導の面について、大企業から非常に圧迫を受けておりますから、その点は十分強力な指導をしていただきたい。お願ひをしておきます。

次に 倒産防止共済制度についてお尋ねいたします。
でありますけれども、現在中小企業の倒産防止の
策は、主に倒産関連特別保証制度、中小企業倒産
対策緊急融資制度並びに中小企業倒産防止共済制
度の三つの制度があるわけであります。こうしなた
制度が機能しているにもかかわらず、現実に毎日
千件以上の倒産が出ておる、こういうことであり
ます。しかも例年決算期を迎えると倒産件数が
ますます増加するのです。

こうした状況下にあるなか、過日の当委員会で同僚委員の質問に対しまして、中小企業庁長官は、来年度から倒産防止対策の拡充を図る旨の答弁をなされたわけであります。その実施までにはなお相当の時間がかかるのじやないかと思います。私は、この三月決算期をどのようにして切れ抜けるか、必死になつて苦しんでおります中小企業者をどう救済するかという点が最も大事ではあるなかであります。こうした状況を見るにつけ、長官の言われた来年度のことよりとも、当面の問題をどう解決するかことが非常に重大であろう、このように私は考えるのです。そこで、是が非でも緊急に倒産防止の措置を講ずる必要があるのではないか、そう私は考えておりますけれども、現在どのような対策を講

じでおられるのか、最後に御質問をいたします。

三月、四月というのは例年倒産があえるといううえでございます。しかも一月、二月が例年以上に倒産件数があえておりますので、われわれも非常に心配をしております。

そこで、この倒産対策を遺憾なく、ようこ実施

たいということいろいろ考えておりますが、やはり現在の制度を十分活用するということでお話を

いまして、一つは、連鎖倒産を回避するという目的が非常に大きいわけでございます。そのため先ほどの倒産関連保証とかあるいは緊急融資を機動的

的に実施したいということをございますが、大体大きな企業が倒産いたしますと、直ちにその企業を信用保険法に基づく倒産企業に指定をいたしま

○ 塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小林(政)委員 中小企業金融公庫法が今回改正をされます。その主とした内容は、中小企業金融公庫が貸し付けに必要とする資金の確保を図ることで、債券の発行限度額を資本金の二十倍から三十倍に引き上げるとともに、今後予算措置のみで追加出資ができる、こういう規定の整備を行おうとするものでございまして、さらにまた十五年度予算では二十億円の出資を行い、公庫の

経営基盤の強化を図りますと同時に、あわせて効力を喪失した規定の整備を行う、こういう改正である、このように思いますけれども、いま中小企業をめぐる環境は大変厳しくなってきてるのでないか。公定歩合の引き上げも行われ、そしてまた金融引き締め政策というような状態の中で、今後中小企業が必要とする資金の需要はどうぞ広がるのか、またその中で政府系金融公庫としての果たすべき役割は非常に大きくなると思いますけれども、この点についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○左近政府委員 御指摘のとおり、昨年の原油価格の値上がりに引き続きまして諸原料が上がるというふうなことから、中小企業は利益も縮小するといふことで大変困つてきております。また今

海外の物価値上がりを極力国内に波及させないというふうな趣旨も込めまして、物価対策、金

融引き締め政策がとられておるということござります。そのこと自体は当然やらなければいけないことでございますが、そのしわが中小企業に寄るというふうなおそれもござりますので、中小企業にとっては大変厳しい時代であるとわれわれは考えております。

そこで、たとえば金融引き締めになりますと民間の金融機関の融資はなかなかむずかしくなるというふうな事態も出てまいります。したがいまして、こういうときこそ政府系金融機関の必要な資金を供給するという役割りは重大であろうと思つておるわけでござります。したがいまして、今後中小企業向けの政府系金融機関に対しましては資金量を豊富に維持するということを考えておりますし、この第四・四半期の資金量も十分どつてござりますし、また来年度につきましても年間増ぐらいいの資金を現在見込んでおりまして、それをもし必要があれば第一・四半期、第二・四半期、第三・四半期、第四・四半期といふように集中して使えるというふうな配慮を考えております。そういうことで、今後金融対策というものを重点的に実施してまいりたいと考えております。

○小林(政)委員 今回五条の改正をいたしました。二十億円の出資というものが予算措置だけで実施されるということになりますけれども、「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める全額の範囲内において、公庫に追加して出資する」というような改正になつておりますし、また公庫は、前項の規定によつて政府の出資があつたときには、これをその資金として公庫は増加をすることができるということになつております。政府が、この資金の増加を認めるという基準というのは、体どとのようなときなのでしょうか、そしてどのような条件のときに出資を認めるおつもりなのでしょうか、この点についてお伺いをいたします。

○左近政府委員 実は中小公庫につきましては、発足当初に数回出資をいたしました。その出資

よりまして今まで公庫が健全に、しかもまた中小企業の資金需要にこたえて運営できたわけでござりますが、最近、第一次石油ショック以降の不況あるいは円高と、うことに對しまして、倒産防止対策とか円高対策というようなものを実施してまいりました。緊急融資なども実施してまいりました。あるいはまた、中小企業の方の御希望にこたえて繰り上げ償還とか金利の減免というようなことも実施してまいりました。そういう時期でございますので、中小公庫といたしましても経理上若干むずかしい状態になってきております。したがいまして、こういう時期、先ほど申しましたように中小企業に対する政府系金融機関の活躍が期待されている時期でござりますから、そういう現在の中公庫の經營の実態をもう少し強化いたしました。将来期待されているものにこたえられるような活動ができるという趣旨を考えまして、今回も二十億の出資をすることにいたしたわけでございます。今後もこういうふうに中小公庫の現状と将来の任務というものを考えながら、必要なとおきには適時適切にやつてしまいりたいと思ひますので、われわれといだしましては中小公庫の經營の状態あるいはその時期における中小企業の方々の政府系金融機関に対する期待を見ながら、今後とも適切に対処してまいりたいと考えております。

○小林(政)委員 ただいま必要な需要に見合つて、こういう期待もされている時期なのでどう前向きの御答弁がございましたけれども私大変心配をいたしますのは、今までの出資の推移を見てみますと、一般会計百六十億円の出資は昭和三十年で、二十四年間一度も増加されたことがなかつたし、産投会計の九十二億円を含めた二百五十二億円の出資ということについても、昭和四十三年から今日まで十二年間も据え置きだった。かつて、これまでの間には必要とする情勢もいろいろとあったのではないかというふうに思われますだけに、今後政府がこうした必要に応じて出資をして公庫の体質を強化していくこととは、中小企業の人たちにとっても大変喜ばれることでも

あります。そこで、この点についてお伺いをいたします。まず公庫の経営の状態、公庫の貸し付け経費などを、いま公庫の経営の状態がどうなっているのか、この点についてお伺いをいたします。

○左近政府委員 いま御指摘ありましたように、中小公庫の運営といいますのは貸付基準金利と借り入れております財投の資金運用部の金利の差のいわゆる利ざやで運営をしておりますが、これが昭和四十年代には大体一・五%から一・七%の幅がございましたが、最近は一・〇五%というふうに縮小してまいっております。したがいまして、公庫の経営の運用はなかなか窮屈になつております。それに加えて、先ほど申しましたように第一次石油ショック以降の不況に対処いたしまして、低利の緊急融資を実行いたしましたり、あるいは過去の高利時代の貸付金の期限前償還を実施したというふうなこともあります。これは一般金融機関ではなかなかやらないことでございますが、これはやはり政府系の金融機関の使命がんがみて公庫は積極的にやつたわけでござりますが、そういうことからなかなか経理状態が悪くなつたこともございます。

具体的な計数については總裁から御説明があると思います。

○船後説明員 公庫の最近の経理状況でございますが、昭和五十二年度までは期間損益といたしましては黒字でございました。これが五十三年度か

ら急激に悪化いたしまして、五十三年度におきましても期間損失が見込まれる、かよくな状況になつております。五十四年度もやはり百四十億円程度の期間損失が見込まれる、かよくな状況になつております。

○左近政府委員 いまのお話の逆ざやという事態に対処するため、実は五十五年度の新規貸し付

あり、また必要なことだと思いますので、その点だけを確認いたしておきたいと思います。

○船後説明員 公庫の損益を決定いたします最も支配的な要因は、貸付利息とそれから借入利息との利ざやでございます。これが先ほど長官から説明がございましたように、五十一年度あたりましては大体一・四ないしは一・五、まあこれ以上の利

ざやがあったわけでござりますが、五十二年度からはこれが一・〇五に低下いたしておるわけでござります。この一・〇五でそれでは公庫の経理が

賄えるかということをございますが、まず繰り上げ償還とかそういう一時的要因がなければ辛う

に、公庫の経理の問題は、利ざやが大変狭くなつてきているということをございますけれども、さらに代理貸し付けの手数料の問題、これは一体どうなつてゐるのか。中小公庫の五十五年一月の貸付残高を見ますと、三兆七千二百亿十七億円、うち代理貸し付けが一兆四千八百九十二億円で貸付残額の三九・九%を占めていますけれども、この代理貸し付けの手数料、これは公庫の貸付金利の約一七%というふうに伺つておりますけれども、この一七%というものは一体何を根拠に決めたペーセントなんでしょうか。

○船後説明員 数字につきましては小林先生御指摘のとおりでございます。

○小林(政)委員 まずこの一七%という数字でございますが、公庫の代理貸しに対します手数料は、貸付利率別に区分いたしております。現

在適用されております利率で申し上げますと二とえば貸付金額が三百万円以下でござりますと二

五%、三百万円から五百万円だと一九%、五百万から一千万円までは一八%、かような率に相なつておるわけでございます。こういう率を平均いたしまして、貸付部門にかかわります貸付平残に対しまして支払い利息を割りますと、その率が先生おつしやいましたような一七・二でございますが、かような率に相なつておるわけでございます。

○小林(政)委員 金利差が現在一・〇五というようなことで大変苦しい状態といいますか、資金源としては大変な事態だというふうに受けとめてよろしいのですか。

○船後説明員 公庫の貸付利息を割りますと、その率が先生おつしやいましたような一七・二でございますから、これが全体といたしまして、この一七・二に対しまして現行の貸付標準利率は八・一%でございますから、これを掛けますと一・四一%これが全体といたしましてのコストになるわけでございます。

○小林(政)委員 他方利ざやの方でございますが、これが先ほど説明いたしましたように基準の貸付利息が八・二%、他方運用部からの借入利息が七・一五%、差し引き一・〇五の利ざやでございますから、この段階で明らかに逆ざやになつているという状況でございます。

○小林(政)委員 こうした逆ざやがいま出ているということについて、私が聞くところによりますと代理貸し付けの手数料が四月一日から引き下げられるというようなことも伺つております。一体

この代理貸し付けというのは、先ほど来お話をあらゆる角度から見て、私が聞くところによりますと代理貸し付けの手数料が四月一日から引き下げられるというようなことも伺つております。

○小林(政)委員 こうした逆ざやがいま出ているということについて、私が聞くところによりますと代理貸し付けの手数料が四月一日から引き下げられるというようなことも伺つております。一体

この代理貸し付けの手数料がございまして、公庫が一般の業者に貸し付ける、その金利差と

いうのがいま一・〇五です。その上に手数料が乗つかるわけですから、先ほどの数字がございましたように、資金運用部からの借入金利、それを今度は公庫が一般の業者に貸し付ける、その金利差と

いうのがいま一・〇五ですね。その上に手数料が乗つかるわけですから、先ほどの数字がございましたように、やはり一・〇五を上回る一・三九四とかあるいはさらにその上の金利になるということ

で、これは明らかかな逆ざやだというふうに言わなければならぬと思いますし、さらにもう一点

は、公庫の貸付金利が今後公定歩合の引き上げなどの関係もあって相当上がるということを想定して手数料をさらに引き上げようとする、こういふことがいま検討されているのかどうなのか、あるいはまたいままでの逆ざやを埋めるためのものであるのか、そこらの点はやはり政策当局からお伺いをいたしたいと思います。

○左近政府委員 いまのお話の逆ざやという事態に対処するため、実は五十五年度の新規貸し付

け分から平均二〇%程度の引き下げということを四月一日からやるうということで考えておるわけでございますが、これは他の政府系金融機関における手数料とのバランスの問題もございまして、また民間の金融機関の間での代理貸し付けの手数料というようなものとの均衡も考えなければいけませんが、御指摘のような新しい事態も出ております。今後絶えずこういうものは検討しながら適正な手数料、そしてまたこれが公庫自体に大きな負担になりまして、公庫の本来の使命の中企業に対する円滑な貸し付けというのに支障が生じないような形で、絶えず検討しながらまいりたいというふうに考えております。

○小林(政)委員 私は公庫のあり方というようなものについて、これは大臣からもお答えをいただきたいと思いますけれども、やはり何と言つても直接貸しといふものをもつとあやしていく、これが中小業者の期待にもこたえていく方向につながるのではないか。現在、中小公庫は本店一、支店四十八、出張所六、こういう五十五店舗でやられておりませんけれども、さらにこれを地元の中業者が気軽に利用することのできるよう、こういう方向を強めていくことは、非常に大事な今後の役割を果たしていくのではないか、このように思いますし、また先ほど大臣もおっしゃったように思いますが、さらに見合つたけれども、担保の問題等についてもやはり信用補完をきつとしていくよ

ういふうに考えております。このように思いますが、これらのことについて大臣の見解を伺いたいと

思います。されども、おっしゃるとおり直貸しをふやすためには地方の店舗の、支店と申しますか、拡充その他いろいろ準備が必要だらうと思います。そういう点も踏んまえまして、余り急激に直貸しにどんどん進むのも、一つの行き方でありましょうけれども、しかし反面、今までの代理貸しの方もなじんだ地方もございますので、そういう点も、いわば需要者側のニーズというものも考慮しながら順次進めたいたらいいのじやなからうかと考えます。

○左近(政)委員 御指摘ありました従業員の問題についてお答えさせていただきます。お話しのとおり最近、昭和四十二年以降ほとんどの職員数の増加はございません。その間公庫といたしましてはコンピューターの導入というふうなことによりまして事務の機械化、合理化といふことで処理をしてまいりまして、現在われわれとしておりますけれども、さらにこれを地元の中小企業の方々に対するサービスが低下してしまっておりません。非常に職員の方の御努力と機械化といふことでこれがうまくいっているというふうに考えておりますけれども、私はこの五%という点にやはりひつかかります。

なぜかと申しますと、五十五年度の利払いだけを見ましても、これは三百八十億円、資本金の一・四倍です。さらに毎年の償還額がどうなつてい

るのかということでお調べてみると、五十七年、これは五百五十五億円の償還、五十八年は七百四十七億円と、五十五年度分までの発行分だけに限つてみましてもこのように年々ふえ続けていくのです。その上、五十六年、五十七年と大量の債券が発行されるというようなことになりますと、これはやはり非常に大きな償還のための債券の発行といふような、こういう状態すらも危惧される

ところです。そのために、三十倍にする必要

がありますけれども、私は反対をするものではないにしても、貸付額の五%と

いうふうに限定をするということについては、こ

れはやはり考えていかなければならぬのではないかと

いうふうに思っています。

○小林(政)委員 コンピューターで処理をされ

るということは、能率も上がるところでし、一応効

果はあると思いますけれども、やはりこの政策金

件数を調べてみると、昭和四十二年が二・七

六件でした。ところが今日、昭和五十三年度を調

べてみると、十四・一八件で、この十一年の間に一人当たりの処理件数は五倍以上にもふえてい

ます。これでは本当の意味での金融相談やあるいは経営相談、こういうものを親身になってやろうとしているなかであります。

○佐々木(政)委員 先ほどお答え申し上げたの

で、本当にいま倒れる寸前の立場に立たされた人

たちが、実際には政府の政策金融を受けることに

よつてまた再び活力を持つて活動することができ

るというよろ、いわゆる紙一重の、すれすれの

人たちもますますふえていくことが予想さ

れる中で、血の通つた、ただ機械ではねばいい

というのではなくて、そういう政策こそが今後

それをするほど結局はこの差の伴つた、具体的には

一層期待をされていくのではないか、私はこのよ

うに思います。

時間が大分なくなつてまいりましたので、私は

債券の発行問題、今回の改正の柱の一つになつて

おります中小企業債券の発行問題をお伺いしたい

と思いますけれども、今回資本金の二十倍から三

十倍にふやすということでござりますけれども、

貸付規模の五%程度を債券の発行に頼つていてこ

う、こういうことで資金の調達保証を図らう、こ

ういう中身になつておりますけれども、私はこの

五%という点にやはりひつかかります。

なぜかと申しますと、五十五年度の利払いだけ

を見ましても、これは三百八十億円、資本金の一・四倍です。さらに毎年の償還額がどうなつてい

るのかということでお調べてみると、五十七年、

これは五百五十五億円の償還、五十八年は七百四

十七億円と、五十五年度分までの発行分だけに限つてみましてもこのように年々ふえ続けていくのです。その上、五十六年、五十七年と大量の債券

が発行されるというようなことになりますと、こ

れはやはり非常に大きな償還のための債券の発行といふような、こういう状態すらも危惧される

ところです。三十倍にする必要

がありますけれども、私は反対をするものでは

ないにしても、貸付額の五%と

いうふうに思っています。

そして、時間との関係もありますので、もう一

点だけ申しますと、「中小企業金融公庫のあらま

・三%、応募者利回り七・三四三%、期間十年。

このとき公庫の一般貸付金利は七・一%です。政

府の借入金は利率は六・六五%、債券の発行をす

る、こういう結果になるということがこの資料の

中に読み取れます。

私は、やはりこうしたことを行いますときに、

金融公庫の今後のあり方を考えますと、発行すればするほど赤字が出るというよろ、こういうや

り方というのはやはり何らかの形でこれを改めていかなければならないのじやないか、このように思いますけれども、いまの二点についてお答えをいただきたいと思います。

私は、やはりこうしたことを行いますときに、

投資資金をもつて賄うというのが原則でございま

す。ただ、財投資金につきましては、やはり財投の

事情その他のによりまして、時期によつて若干の異

同は避けられない。ところが中小企業の方の資金

需要というのには必ずしもそれとは一致しませんの

を踏まえまして今後運営をしてまいりたいと思います。

○小林(政)委員 私、今後のこの運営の問題などについてまだ残っておりますけれども、これは後に残すようにいたしまして、実は委員長、この資料を公正取引委員会の方と大臣にお渡しをいただきたいと思います。

○塩川委員長 はい。

○小林(政)委員 時間の関係で早速始めます。

本日政府は総合物資対策を決定をするといふことでござりますけれども、財政、金融の引き締め、総需要の抑制、こうしたことを行うと同時に、個別物資の需給や価格動向の監視あるいは同調値上げや便乗値上げ、こういうものについてもきちつとした態度で排除をしていく、こういった意味の問題が早くから新聞などでも取り上げられておりました。私は、この個別物資の需給、価格動向の監視の問題について、通産省として対象物資をどのようなものにしほっているのか、これらのことについてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 通産省では、主要物資需給価格動向連絡会というものを省内につくりまして、主要な物資に関するいは価格形成等の調査、監視をしているところでござります。

主要物資とはしかば何ぞやという点に関しましては、担当官から説明させます。

○小林(政)委員 時間がございませんので、その中には製版用のフィルムが入っているのかどうか、ますこの点だけはつきりお答えをいただきたいと思います。

○大高説明員 局長がちょっとほかの委員会に出でおりますので、化学製品課長がございますが、かわりましてお答え申し上げます。

○小林(政)委員 さつきの印刷用フィルムといふ

は私どもの頸崎委員が分科会の中でも、具体的な数字を挙げて質問をいたしております。三月に五〇%の値上げが行われた富士フィルムとサクラ

が同じものが同じ価格の値上げになつて、明らかにその数も非常にふえているし、こういうことは両社間の協議がなければできないことじやないか、調査をお願いします。こういら質問をいたしております。

いまお手元にお渡しをいたしました資料を見ていただくとおわかりいただけると思いますけれども、富士のタイプVのフィルムとサクラのOSタイプは同一規格でございます。それは赤い印がついておりまして、それから富士のタイプFとサクラのCSタイプ、これも同一規格で、これは黄色い色で塗ってございます。富士のタイプFとサクラのOSタイプ、これは緑の色で塗つてございます。赤、黄、緑で色分けがいたしてございますが、すべて同一価格。一つの例を挙げますと、その一番上の赤いところの「番目の数字をこちらのただきたいと思ひますけれども、百三十ミリ掛け百八十九ミリサイズのものは富士のVのV-O-1〇〇、サクラのOSの一〇〇Eとともに価格は八千八十円になつています。

このように、すべてそこに書かれている百二十

の品目全部同じ規格、同じ価格です。こんなに多く

の数のある規格の違うものが全部同一の価格、そしてまた同一の期日に値上げがされたというこ

とは、これは明らかに同調値上げの疑いがきわめて強いと私は存じます。この問題について公正取引委員会がかつてエックス線フィルムと同時に調査をやるということを言われておりますけれども、その実態がどうなつて、やっていたのか、やられていなかつたのか、ますお答えをいただきたいと思います。

○妹尾(明)政府委員 フィルム業界につきまして、本年の二月二十一日、医療用のエックス線

フィルムの販売価格を共同して決定した、こういう

疑いで立入検査を行つたわけでございますが、これにあわせまして印刷用のフィルムにつきましても同様に共同して価格を決定した、こういわゆる

あるということで調査を行つております。○小林(政)委員 結局、その結果というものは、まだ公表はできないんですね。調査の段階ですか。

○妹尾(明)政府委員 ただいま違反事件として審査でございますので、調査の内容等については御答弁を申し上げかねます。

○小林(政)委員 その場合、これはやはりサクラの独占品目と言われておりますけれども、OLS、いわゆるストリップフィルムというものの値上げが、一般のフィルムの値上げの場合には六八%

であるものを、このストリップフィルム、これはサクラの独占品目ということで、これだけは九六%になつて、この点につけては、やはり便乗値上げの疑いがあるのではないか、このよ

うに思われますけれども、この点について調査がされているのかどうか、この点もお伺いをいたしたいと思います。

○妹尾(明)政府委員 先ほど申し上げましたフィルム関係につきましての調査は、独占禁止法の三条後段、競争関係にある事業者が共同して価格等を決定する、こういう問題でございまして、御指摘のような個々の企業が単独で行う行為、特にもし特定のメカニカル供給者がいないという状態で、その企業が行う行為につきましては、現在の独占禁止法ではこれを直ちに取り締まる規定はないといふことではございます。

○小林(政)委員 この問題は、やはり非常に便乗

値上げの疑いが濃厚でございますので、この問題も含めて本来調査をすべきではないだらうか、私はこのように思います。

○小林(政)委員 フィルムの資料でございましたけれども、これをございませぬ。

○妹尾(明)政府委員 フィルム業界につきまして、本年の二月二十一日、医療用のエックス線

フィルムは四月一日からさらにもまた値上げが行われる、こういうことを私ども業者の方からお聞きをいたしておりますけれども、こういった問題な

どについて通産省はこの事実をつかんでいらっしゃるのかどうか。そして、もしかんでいるとすれば、具体的にどのようない行政指導をされていたのか、この点をお伺いをいたしたいと思います。

○大高説明員 お答え申し上げます。フィルム製品の主原料でございます銀の市況動向を見てみると、五十四年一月には平均キログラム当たり約四万円ございましたものが、五十四年十二月には平均約十六万円と急騰しております。その後も高価格で推移しております。今回のフィルム製品の値上げは、このようない銀の原材料の価格の急騰を反映したものであるというふうに理解しております。

それで、御指摘の印刷用のフィルムにつきましては、この三月一日に平均約五〇%の値上げを行つたところでございます。それ以後、四月一日にはほぼ同率の値上げをするというふうな発表がメーカーによつてなされているわけでございまして、正式の発表は現在まだない段階でございま

す。

○小林(政)委員 最近、市場では品物も品薄になつて手に入らない、こういう業者が私のところにも大勢お見えになつて、このといった問題については具体的にどのようない行政指導をされているのか。

それから、時間がいよいよなくなつてしまつりましたので、大臣にもう一点、その点を含めてお伺いをいたしたいと思います。

大臣、いまお渡しをいたしましたその製版用のフィルムの資料でございましたけれども、これをございませぬ。

○妹尾(明)政府委員 フィルムは絶対に許すべきではない、このように考えます。あるいはまた買い占め売り惜しみ防止法、石油需給適正化法、こうしたような問題も含まれて、重大な決意を持って検討をされていく意思がおありになるかどうか。本日も電気料金の値上げが平均五〇・八%、家庭用が四三・三%、電力用

が五四%と大幅な値上げを認めたというようなニ

ュースが流れておりますけれども、こうしたとき

だけに中小業者の製品転嫁が難しく、原材料

の上がった分を結局は自分たちがかぶつていく、

こういうような結果になつているのがいまの現状

だと思います。大臣のはつきりとした決意をお伺

いいたしたいと思います。

○佐々木國務大臣 御承知のように、各個別物資

の価格に関しましては、原則的には市場における

価格形成に任しておるのがわが省の態度でござい

ます。しかし、流通過程等におきまして不当な便

乗値上げ等がござりますれば、これはそのまま放

置するわけにいきませんので、そういう点に関しては十分監視をいたしまして善処しなければ

ならぬと考えます。ただいまの価格が不当なのか

どうか、これは私にはちょっと判断がつきません

ので、よく調べさせてみたいと思います。

○小林政(政)委員 終わります。

○塩川委員長 小林政子君の質疑はこれにて終了

引き続き中井治君。

○中井委員 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして幾つか簡単にお尋ねをいたしました。

最初に、きょう公定歩合の引き上げが行われました。各党すでに御質問でもありますけれども、これを受けて中小企業金融公庫を含め、政府

の金融機関の利子のアップということが検討さ

れておる、こういう御答弁でありますけれども、これを行われる場合、財投のいわゆる七・一五という利率が上がった分だけ上乗せをして上

げていくのか、あるいはまた別の観點から利率と

いうものを変えていくのか、その点についてお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

○左近政府委員 中小企業金融公庫あるいは国民

金融公庫といふような政府系の中小企業金融機関につきましては、従来の原則は、基準金利は民間

の長期プライムレート、つまり最優遇金利と同じ

にするという原則で推移をしてきたわけでございます。ただ、実際問題といたしましては、このようないふうな政府系金融機関の原資を供給しております財投資金の金利つまり資金運用部の金利の影響を非常に高騰した時期におきましては、そういう原資を勘案しながら、しかもプライムレートとどういうふうな見合いにするかということが課題になりました。たゞ、実際問題といたしまして、昨年も実は八月一日にプライムレートが上がりましたが、それに対応してその上げ幅だけをすぐ以上で、実は一部を上げただけをとどめまして、年末の金融の時期にはその一部上げただけで推移をして、本年の一月からプライムレート並みの八・二%にしたという経緯もございます。今回第四次の公定歩合の引き上げに伴います資金運用部の金利の引き上げが近々決まると思いますが、それをにらみ合わせながら、来月一日あたりに第四次の公定歩合の引き上げに伴う基準金利をどうするかということを決めなければならぬ事態になつておりますので、いま大蔵省とも相談をしながら、中小企業の現実もながめ、かつまたそういう財投の金利の状態もながめて決定をいたしたいと思っております。

○中井委員 まさに引き続き第五次の公定歩合の引き上げに伴いましてもまた十分考慮もながめ、かつまたそういう財投の金利の状態もながめて決定をいたしたいと思っております。

います。したがいまして、そういうものを見なが

らでございますが、われわれといたしましては中

小公庫の健全な運営ということを考えますと、適

切な利幅をとらなければいけないわけでございま

すが、他面、こういうふうな金利が非常に上がつ

る政府系金融機関の原資を供給しております財

投資金の金利つまり資金運用部の金利の影響を

こうむるわけでございます。したがいまして金利

が非常に高騰した時期におきましては、そういう

原資を勘案しながら、しかもプライムレートとど

ういうふうな見合いにするかということが課題に

なつてきておりまして、昨年も実は八月一日にブ

ラウムレートが上がりましたが、それに対応して

その上げ幅だけをすぐ以上で、実は一部を

上げただけをとどめまして、年末の金融の時期に

はその一部上げただけで推移をして、本年の

一月からプライムレート並みの八・二%にしたと

いう経緯もございます。今回第四次の公定歩合の

引き上げに伴います資金運用部の金利の引き上げ

が近々決まると思いますが、それをにらみ合わせ

ながら、来月一日あたりに第四次の公定歩合の引

き上げに伴う基準金利をどうするかということを

決めなければならぬ事態になつておりますので、

いま大蔵省とも相談をしながら、中小企業の現

実もながめ、かつまたそういう財投の金利の状態

もながめて決定をいたしたいと思っております。

○中井委員 別の観点からお尋ねをいたします。

五十三年度においては八十数億円の赤字という

ものが出てきました。あるいはまた五十四年度も約百

億の赤字が出る、こういうふうに私どもは承つて

おります。先ほどの御答弁の中で、一・〇五の利

ざやというものを守つて、そして繰り上げ償還等

がなければ何とかとんとんにやつていけるんじや

ないか、こういうお話をございましたけれども、

逆に繰り上げ償還等があれば赤字ということであ

るうか、このように思うわけであります。そうし

ますと、この赤字をどういう形で埋めていくのか

ということ、これについての質問が一つ。

それからもう一つは、大体一・〇五あるいは一

・一ぐらいの利ざやの幅で中小公庫といふものは

とんとんあるいは四、五十億の赤字ぐらいいおさ

めれる。そしてその赤字を政府が中小企業対策とし

てまた別の形で考えていく、こういうお考えがあ

るのか、そこ的一点をお尋ねをしたいと思いま

ります。したがいまして、そういうものを見なが

らでございますが、われわれといたしましては中

小公庫の健全な運営ということを考えますと、適

切な利幅をとらなければいけないわけでございま

すが、他面、こういうふうな金利が非常に上がつ

る政府系金融機関の原資を供給しております財

投資金の金利つまり資金運用部の金利の影響を

こうむるわけでございます。したがってございま

すが、非常に高騰した時期におきましては、そういう

原資を勘案しながら、しかもプライムレートとど

ういうふうな見合いにするかということが課題に

なつてきておりまして、昨年も実は八月一日にブ

ラウムレートが上がりましたが、それに対応して

その上げ幅だけをすぐ以上で、実は一部を

上げただけをとどめまして、年末の金融の時期に

はその一部上げただけで推移をして、本年の

一月からプライムレート並みの八・二%にしたと

いう経緯もございます。今回第四次の公定歩合の

引き上げに伴います資金運用部の金利の引き上げ

が近々決まると思いますが、それをにらみ合わせ

ながら、来月一日あたりに第四次の公定歩合の引

き上げに伴う基準金利をどうするかということを

決めなければならぬ事態になつておりますので、

いま大蔵省とも相談をしながら、中小企業の現

実もながめ、かつまたそういう財投の金利の状態

もながめて決定をいたしたいと思っております。

○中井委員 別の観点からお尋ねをいたします。

五十三年度においては八十数億円の赤字とい

うのが出てきました。あるいはまた五十四年度も約百

億の赤字が出る、こういうふうに私どもは承つて

おります。先ほどの御答弁の中で、一・〇五の利

ざやというものを守つて、そして繰り上げ償還等

がなければ何とかとんとんにやつていけるんじや

ないか、こういうお話をございましたけれども、

逆に繰り上げ償還等があれば赤字ということであ

るうか、このように思うわけであります。そうし

ますと、この赤字をどういう形で埋めていくのか

ということ、これについての質問が一つ。

それからもう一つは、大体一・〇五あるいは一

・一ぐらいの利ざやの幅で中小公庫といふものは

とんとんあるいは四、五十億の赤字ぐらいいおさ

めれる。そしてその赤字を政府が中小企業対策とし

てまた別の形で考えていく、こういうお考えがあ

るのか、そこ的一点をお尋ねをしたいと思いま

ります。したがいまして、そういうものを見なが

らでございますが、われわれといたしましては中

小公庫の健全な運営ということを考えますと、適

切な利幅をとらなければいけないわけでございま

すが、他面、こういうふうな金利が非常に上がつ

る政府系金融機関の原資を供給しております財

投資金の金利つまり資金運用部の金利の影響を

こうむるわけでございます。したがってございま

すが、非常に高騰した時期におきましては、そういう

原資を勘案しながら、しかもプライムレートとど

ういうふうな見合いにするかということが課題に

なつてきておりまして、昨年も実は八月一日にブ

ラウムレートが上がりましたが、それに対応して

その上げ幅だけをすぐ以上で、実は一部を

上げただけをとどめまして、年末の金融の時期に

はその一部上げただけで推移をして、本年の

一月からプライムレート並みの八・二%にしたと

いう経緯もございます。今回第四次の公定歩合の

引き上げに伴います資金運用部の金利の引き上げ

が近々決まると思いますが、それをにらみ合わせ

ながら、来月一日あたりに第四次の公定歩合の引

き上げに伴う基準金利をどうするかということを

決めなければならぬ事態になつておりますので、

いま大蔵省とも相談をしながら、中小企業の現

実もながめ、かつまたそういう財投の金利の状態

もながめて決定をいたしたいと思っております。

○中井委員 別の観点からお尋ねをいたします。

五十三年度においては八十数億円の赤字とい

うのが出てきました。あるいはまた五十四年度も約百

億の赤字が出る、こういうふうに私どもは承つて

おります。先ほどの御答弁の中で、一・〇五の利

ざやというものを守つて、そして繰り上げ償還等

がなければ何とかとんとんにやつていけるんじや

ないか、こういうお話をございましたけれども、

逆に繰り上げ償還等があれば赤字ということであ

るうか、このように思うわけであります。そうし

ますと、この赤字をどういう形で埋めていくのか

ということ、これについての質問が一つ。

それからもう一つは、大体一・〇五あるいは一

・一ぐらいの利ざやの幅で中小公庫といふものは

とんとんあるいは四、五十億の赤字ぐらいいおさ

めれる。そしてその赤字を政府が中小企業対策とし

てまた別の形で考えていく、こういうお考えがあ

るのか、そこ的一点をお尋ねをしたいと思いま

その引当金が五百十四億ほどございます。ただ、五十四年度にまた百数十億赤字になりますとこれがそれだけ減るわけでございますので、三百億円台にならうかと思います。これはこういう変動のときに備えてのものでございますので、相当大きくなればそれにこしたことはないということございますし、過去は六百億ぐらいあつたときもございました。したがいまして、今後もこれが余り減少して非常に弾力性がなくなるということでは困りますが、いまのような事態でございますので今後そぞ減らないとは思いますが、これはよく注意をしておりまして、これが非常に減少してくればまた手を打たなければいけないということに相なろうと思いますので、こういう点はよく運営を見てまいりたいと思っております。

○中井委員 その引当金のどのくらいのラインを割れば考えないとお考えになつていらっしゃるのか私どもはわかりませんが、とにかく国の一つの政策としての中小企業金融公庫であろうと思われけであります。その金融機関が、自分のところの合理化の努力が足りなくてつくり出した赤字じやなしに、政策的につくられた赤字、こういったものに對して公庫自体の積立金、引当金というものをするすると引き当てていくよりも、逆に政府が思い切った利子補給をしていくあるいは財投の利子を安くする、そういう形での援助といふものがあつてしかるべきだ、大臣、このように思つてあります。中小企業金融公庫や国金あるいは商工中金、そういうところの赤字に対しても政府自体はどう見えておられるのか、その赤字分について政府はどういうふうに補てんをしていくと考えておられるのか、その点について大臣から御返答いただきたいと思います。

○佐々木國務大臣 けさほど来お話をございましたように、政府では、特に中小企業金融公庫に関してでござりますけれども、自己資金の充実といふことで増資を認めまして、あるいは債券の発行限度を高めまして経営の基礎を固めよう、あるいは貸出先の手数料を低めまして支出を少なくしよ

うというような手段を講じまして、公庫の経理基

礎を固めようとしておるのが今度の法案の内容でございます。

○中井委員 いつもわからないのです。

それじゃほかのことをお尋ね申し上げます。

先ほどから金融の引き締め等引き締め政策がございました。さればいいわけでございますから、そういう弾力政策も引き締めをせざるを得ない、しかし中小企

業にだけしわ寄せの行かない対策をとるのだ、こういう御答弁があつたように聞いております。現在の引き締め政策が始まった場合に、政府自体は

中小企業に特定に引き締め政策がしわ寄せをしないようなどういう対策をとらうとされておるの

か。たとえば中小公庫なら中小公庫でことしの貸付枠というのが一兆八千億ぐらいおありになるの

ですが、この一兆八千億をどういう配分で月別に

政府自体の政策にのつとて割り振つっていくの

か、それらの点について御説明をいただきたいと

思います。

○左近政府委員 この金融引き締めが中小企業に不當なしわ寄せにならないようということがわかれのこれから任務であろうかと思います。

それで、それを果たすためには政府系の金融機関の役割りが非常に大きいということで考えており

ます。したがいまして、ますとあります第四・四

半期、この三月末までの資金枠は、中小三機関で合計いたしまして昨年の二三〇%増ぐらいの枠を用意しております。したがいまして、これで中小企業の御要望に十分こたえられるだらうといふことで考えて、各金融機関にその枠を十分消化するように話をしておりでございます。

さるに、五十五年度につきましては、五十四年

度の三機関の融資実績が前年に對しまして八%増

まして来年度は資金計画として一割増し、つまり一〇%増といふことで計上しております。そして

さらに四半期別の資金計画を組む際に、第一・四

半期、第二・四半期といふようなところで重点を置きましたして資金を回すといふことで対処しており

ます。三機関の資金量は比較的弾力性がございまして、もし必要があれば年末追加というようなことを過去においても何回もやつております。したがいまして、この上半期に必要があればどんどん出しまして、そして必要があればまた年末追加をすればいいわけでございますから、そういう弾力的な対処をして不当なしわ寄せを防ぎたいと考えておるわけでございます。

○中井委員 それでは、少し細かくなつて恐縮でございますが、中小企業金融公庫の中の幾つかの問題で尋ねしたいと思います。

設備資金の貸し出しはあるわけですが、たとえば中小企業が一年前によその民間銀行から

お金を借りて設備を買つた。そのときには返還ができるという予定でやつておつた。ところが、一年たつてみるとなかなかその返還がむずかしい。

中小公庫へお願いに行つて、これを中小公庫の方で設備資金という形で御融資願えないか、こういふ頼みをしたら多分断られるだらうと思うのであります。そういうさかのぼつての設備に対する融資というものが行えないものかどうか、その点いかがでございますか。

○左近政府委員 中小公庫、つまり政府系の金融機関というのは民間金融機関の補完的な業務であるというものがたてまえになつております。したがいまして、いまのような例は直ちにいつでも結構お借りになつたものが非常に高利であつて、いわば企業の経営を圧迫しておるとか、企業全体が非

常に困りになつておつたときに企業の立て直しのためにそういう借りかえが必要であるというよ

うな具体的なケースにつきましては、必要に応じてそういうものに対応できるようというふうな態度で指導しておりますので、現実的具体的なケ

ースに沿つて対処しておりますので、必要な場合

にはそういうことも行われると御承知願えれば

と思います。

○中井委員 せつから御答弁いただいたのですけれども、私は少し違うことでお答えをいたいたいた

よう思います。

現実に一年以上前にもうすでに買つてある設備に対して、中小公庫は設備という形でお金を融資できますか、こう言つておるのですが、やっておられますか、このことをお尋ねしているのです。

○左近政府委員 いま言いました、いわば特別の配慮をするというようなケースのときには、それが可能であるうと思います。

○中井委員 貸し出しまで大体、直接貸しで結構出しますが、申し込んでそして実際に融資が行われると、中小企業政策あるいは中小企業の金融

政策も引き締めをせざるを得ない、しかし中小企

業にだけしわ寄せの行かない対策をとるのだ、このことをお尋ねしているのです。

○中井委員 それで、少し細かくなつて恐縮でございますが、中小企業金融公庫の中の幾つかの問題で尋ねしたいと思います。

設備資金の貸し出しはあるわけですが、たとえば中小企業が一年前によその民間銀行から

お金を借りて設備を買つた。そのときには返還が

できるという予定でやつておつた。ところが、一

年たつてみるとなかなかその返還がむずかしい。

中小公庫へお願いに行つて、これを中小公庫の方で設備資金という形で御融資願えないか、こういふ頼みをしたら多分断られるだらうと思うのであります。そういうさかのぼつての設備に対する融資というものが行えないものかどうか、その点いかがでございますか。

○左近政府委員 中小公庫、つまり政府系の金融機関というのは民間金融機関の補完的な業務であるというものがたてまえになつております。したがいまして、いまのような例は直ちにいつでも結構お借りになつたものが非常に高利であつて、いわば企業の経営を圧迫しておるとか、企業全体が非常に困りになつておつたときに企業の立て直しのためにそういう借りかえが必要であるというよ

うな具体的なケースにつきましては、必要に応じてそういうものに対応できるようというふうな態度で指導しておりますので、現実的具体的なケ

ースに沿つて対処しておりますので、必要な場合

にはそういうことも行われると御承知願えれば

と思います。

○中井委員 各県各県に支店があつて、支店長さん

さんがおられるわけありますが、その支店長さんは

の権限で貸し出せる金額というのは幾らであるのか。本店の決裁を仰がなければ——まあ全部本店

の決裁を仰がれるのでしょうか。本店の決裁といふのは幾らでしようか。

○船後説明員 支店長の専決として委任いたして

おります限度額でございますが、支店によりまし

でちょっと違いますが、五千万円または六千万円でございます。

○中井委員 先ほどからお尋ねをしております

と、中小企業の金融公庫は民間の金融機関の補助的機関だ、そして中小企業のために融資をするのだと、私はそういう目的で一生懸命おやりをいただいておると思います。

しかし、先ほど中小企業庁長官のお答えがありましたように、必ずしも現場現場では柔軟に融通をきかして中小企業を助けるためにやっていると、いばかりではないと思うわけであります。現実にまあまあお金を借りに行つてもやはり百日というの、もう少し急いでもらえると思ひます

が、大変な日数でありますし、それからたとえば一年前、二年前の設備資金といったものをいま中公庫貸してくれと言つたて、それはおっしゃることは柔軟に対処しますと言つけれども、もう初めから一般の方は申し込んだらその場で断られる、私はこのように思うのであります。そういう点で、本当に中小企業金融公庫というのは民間企業の補助機関として徹底してやっていくのか、それとももう少し範囲を広げてあるいは枠を広げて、たとえば政府系三機関だけでも中小企業に融資している金額というのは、都市銀行や全部の銀行

が貸し出しているお金の五分の一ぐらいための大変な量になるわけであります。したがって、十分一つの中小企業のための金融機関として民間企業と張り合う、あるいはまた逆に民間企業が政府系三機関に負けておつたら大変なことになる、中小企業がどんどん政府系へ行つちやつて民間へ来ない、こういう状態にまでやつてこそ私は中小企業政策にのつとった金融ができると考へてゐるわけであります。そういう点で、あくまで民間金融機関の補助機関という形で徹底をなさるのか、それとも、まあ法律もあるのでしようが、先ほどお答えがありまつたように物件物件、その要件要件によつて思い切つて枠を拡大して判断をしていかれるのか、そのところをお尋ねをしたいと思ひます。

○左近政府委員 現在の中小企業向けの貸し出しの中では、中小三機関の貸出残高のウエートは大体一二〇%ぐらいになつておると思ひます。

それで、今後どういうふうな方針でいくのかとも定められて、今後どういうふうな方針で困難なというのは、一般に言える場合と、それから時期によつて言える場合とがあると思います。われわれといたしましては、いわば平常時にはやはり市中金融機関の活動もしてもらわなければいけないと思つております。しかしこういうふうに金融引き締めというような、中小企業にとって大切なときには、やはりこの政府系金融機関が大いに活動したいし、資金量もふやしたいというように考えておりますし、それからがつての円高のようないくいような事態には、政府系金融機関の活躍場所をもつと広げていきたいというように考えておるわけでございます。

○中井委員 お答えはそのとおりであろうと思ひますが、私の申し上げたいのは、たとえば中小企業全体にとっての平常時というごとく、一つ一つの企業にとって大変な時期というの別であらうと思ひます。たとえばある企業が順調にいついているときは、それはそれで民間金融機関がお金を貸してくれるでしょうし、やつていただける。しかしながらわれわれは思つておられます。たとえば中小企業が計算違ひあるいは取引上の関係の違いが出て苦しくなる、民間企業に対する返済というものの順調にできない、しかも幾つかの銀行に担保もいづらい入れてある、しかし実際資金を欲しがる、その資金さえあれば乗り切れる、そろ

うにわかるわけでございます。ただ、これはやはり中小三機関それぞれ支店もたくさんござりますが、たとえばある企業が順調にいついているときには、それはそれで民間金融機関がお金を貸してくれるでしょうし、やつていただける。しかしながらわれわれは思つておられます。たとえば中小企業が計算違ひあるいは取引上の関係の違いが出て苦しくなる、民間企業に対する返済というものの順調にできない、しかも幾つかの銀行に担保もいづらい入れてある、しかし実際資金を欲しがる、その資金さえあれば乗り切れる、そろうにわかるわけでございます。

○中井委員 政府系の三機関、それぞれ出先出先を全部中小公庫で肩がありをして、借金も肩がわりをして長期にかえてしまつて、そして二年なり一年なりの据え置き期間というものがある、それが助けるという意味で思い切つた枠の拡大等を各現場現場が行つて、現実に中小企業施策が前進を

できません、私はこういうお答えになると思うのあります。そういう中小企業自体が本当に困難なときに、各支店各支店あるいは窓口の方々の判断で、そういう民間金融機関の補助という枠をも定められて、今後どういうふうな方針でいくのかとも定められています。それで困難なときは、一般に言える場合と、それから時期によつて言える場合とがあると思います。われわれといたしましては、いわば平常時にはやはり市中金融機関の活動もしてもらわなければいけないと思つております。しかしこういうふうに金

融引き締めというような、中小企業にとって大切なときには、やはりこの政府系金融機関が大いに活動したいし、資金量もふやしたいというように考えておりますし、それからがつての円高のようないくいような事態には、政府系金融機関だけが緊急融資で低利な融資もしたということをご存じますので、今後もそういうふうに機動的に考えて、中小企業が本当に資金が必要でしかも民間ではなくなか貸しにくいような事態には、政府系金融機関の活躍場所をもつと広げていきたいというように考えておるわけでございますから、全く見込みのないものに貸すというのはこれまで問題でございます。したがいまして、それについてやはり個別のケースに即して判断をしていかなければいけない。しかし個別のケースの判断の基準としては、一般の市中金融機関の方のお持ちのよろな、いわば合理的なといいますか、経済合理性に即したといいますか、あるいはまたもつと言えば金融機関の常識的な判断というのだけではいけないというふうにわれわれは思つておられます。ただ、これはやはり中小三機関それぞれ支店もたくさんござりますが、たとえばある企業が順調にいついていますし、その末端までそういう精神が行き渡つているかということになりますと、われわれも今後むしろそういう点は努めなければいけないことを思つていますので、その辺は個々のケースに即して、しかし単なる金融常識だけで事を割り切らなければいけないといふふうにという態度でやつてまいりたいといふうに考へるわけでございます。

○左近政府委員 一億になつたのはいつですか。

○中井委員 ちょっとといま定かには覚えておりませんが、ちょっととお待ちください。——四年八年の基本法の改正のときでございます。

○中井委員 この枠をもう少し広げられるお考えはございませんか。

○左近政府委員 この中小企業の範囲でございますが、従業員三百人、これは製造業でございますが、これについてはわれわれも妥当なものと思つておりますが、資本金一億といふのは、これは世の中の変遷につれましてどうであろうかといふことがございまして、現在八〇年代の中小企業のビジネスというものを中小企業政策審議会で御検討を願つておりますが、その御検討の過程でもその問題が出ておりまして、この五月ごろに御答申をいただくことになつておりますが、それについても恐らく御意見が出るのじゃないかと思つております。それは幾らにするかという具体的なところまで出でこないと思いますが、現在のままでい

修正を要するというような御判断があれば、引き続き検討いたしまして、この一億をどうするかといふことはなるべく早くわれわれとしても見解を出しまして、そしてまた、これは最終的には基本法の改正が要りますので、そういう準備をもし必要があればしてみたいふうに考えております。

○中井委員 中小企業金融公庫へ企業が申し込みに行く、そのときに、対象となるからなかなかのときに、一年間のたとえば売上高によつて判断をされるというようなことはありませんか。

○左近政府委員 それはございません。

○中井委員 重ねてお聞きいたしますが、売上高によつて、これぐらいの売り上げなら、資本金もそうだろうけれども、国民金融公庫へ行かれたらどうですかとか、そういうことはございませんですか。

○左近政府委員 国民金融公庫との分担につきましては、むしろ資金量、つまり資金を必要とする設備の大きさとか、それから設備資金か運転資金かとか、資金の性質とかによつて決めておりまして、企業の売り上げといふようなところで決めておるわけではございません。

○中井委員 それではそういう御答弁で納得いたしましたが、現在中小企業といいましても大変大きくなつております。四十八年からもう七年たつわけであります。中小企業の範囲といつもの私どもが考へておられる以上に広くなつてきておりますし、大企業との差といふのもずいぶんあるわけであります。大企業と中小企業といま枠組みされていゝ間にある企業、この企業は私はいぶんふえているような感じがありますし、これからも各企業がどんどん資本金等をふやして基礎といふものを固めていく、こういった傾向がますます出てこようかと思ひます。そういったときに、できる限り柔軟に政府の中小企業対策がとれるよう、これらの方の拡大あるいはたとえば近く貸し付けの対象企業をまた三つほどおふやしになる、このよううに聞いておりますが、大体こういう形で業種の

制限をしておくのが私は逆におかしいと思うのであります。環境衛生公庫やらあるいは商工中金でいうことはなるべく早くわれわれとしても見解を出しまして、そしてまた、これは最終的には基本法の改正が要りますので、そういう準備をもし必要があればしてみたいふうに考えております。

○中井委員 中小企業金融公庫へ企業が申し込みに行く、そのときに、対象となるからなかなかのときに、一年間のたとえば売上高によつて判断をされるというようなことはありませんか。

○左近政府委員 それはございません。

○中井委員 重ねてお聞きいたしますが、売上高によつて、これぐらいの売り上げなら、資本金もそうだろうけれども、国民金融公庫へ行かれたたらどうですかとか、そういうことはございませんですか。

○左近政府委員 国民金融公庫との分担につきましては、むしろ資金量、つまり資金を必要とする設備の大きさとか、それから設備資金か運転資金かとか、資金の性質とかによつて決めておりまして、企業の売り上げといふようなところで決めておるわけではございません。

○中井委員 それではそういう御答弁で納得いたしましたが、現在中小企業といいましても大変大きくなつております。四十八年からもう七年たつわけであります。中小企業の範囲といつもの私どもが考へておられる以上に広くなつてきておりますし、大企業との差といふのもずいぶんあるわけであります。大企業と中小企業といま枠組みされていゝ間にある企業、この企業は私はいぶんふえているような感じがありますし、これからも各企業がどんどん資本金等をふやして基礎といふものを固めていく、こういった傾向がますます出てこようかと思ひます。そういったときに、できる限り柔軟に政府の中小企業対策がとれるよう、これらの方の拡大あるいはたとえば近く貸し付けの対象企業をまた三つほどおふやしになる、このよううに聞いておりますが、大体こういう形で業種の

とその振興を図るために、従来から各種の施策を実施してまいりました。今後とも活力ある中小企業の育成のため、施策の一層の推進を図つてまいります。

かかる観点から、このたび効率的で強固な体制のもとで中小企業の振興、その経営の安定及び小規模企業者の福祉の増進を図るため、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団とを統合し、中小企業施設を一体的に推進する中核機関として中小企業事業団を創設することといたしました。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業共済事業団及び中小企業振興事業団を解散し、中小企業事業団を設立することとあります。新事業団は、これまでの両事業団の業務を行うとともに、両事業団の一切の権利及び義務を承継することとしております。

業務につきましては、新事業団は、従来両事業団が実施してきた共済事業、高度化事業及び指導研修事業等を一體的かつ効率的に運営することとなります。また、共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこととしております。

次に、役員につきましては、中小企業共済事業団と中小企業振興事業団の役員の合計は十二名でございました。新事業団では、役員は理事長以下九名以内とすることとしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、両事業団の統合等に伴う経過措置を講ずることとしております。また、あわせて税法その他の関連法律について所要の改正を行ふこととしております。

中小企業は、わが国経済においてきわめて重要な役割りを果たしております。最近の中小企業をして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

（目的） 第一章 総則

第一条 中小企業事業団は、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）及び中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による共済制度の運営等を行い、もつて中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

れにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

中小企業事業団法案 中小企業事業団法

目次	第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 役員等(第九条—第十条)	第五章 監督(第三十五条—第三十六条)
第三章 業務(第二十一条—第二十二条)	第六章 雑則(第三十七条—第三十九条)
第四章 財務及び会計(第二十四条—第三十四条)	第七章 罰則(第四十条—第四十二条)
第五章 監督(第三十五条—第三十六条)	第八章 附則

条)

会社並びに當時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下

の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに當時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号の一に該当する者であるもの(前号に掲げるものを除く。)

この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法第二条第一項の小規模企業者をい

(法人格)

第三条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)

は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 事業団でない者は、中小企業事業団といふ名称を用いてはならない。

4 (民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第五章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、理事長が定め置く。

3 理事は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長が定め置く。

3 理事は、前項の規定によりその任命に係るところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見が事務所を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のう

を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 (評議員会)

第十三条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諸間に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 (評議員会)

第十四条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前項の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 その役員を解任することができないときは、一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

4 (評議員の兼任禁止)

第十五条 役員は、當利を目的とする団体の役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

5 (評議員の兼任禁止)

第十六条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

2 (代理権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

2 (代理権の制限)

第十八条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

3 評議員会は、中小企業に関する学識経験のある者(うちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する)。

4 (評議員会)

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

2 (職員の任命)

第二十条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 (業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 都道府県(政令で指定する市を含む。)が行う中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第三条第一項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化(以下単に「中小企業構造の高度化」という。)に関し必要な指導を行うこと。二 次の又は口に掲げる事業を行ふ都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。
イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物

その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

口 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置してこれらを譲り渡すこと。

三 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行うこと。

四 中小企業指導担当者（中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者）をいふ。並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして特別の法律又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて通商産業省令で定めるものの役員及び職員の養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと。

五 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

六 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。以下同じ。）に係る共済契約者（同条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）その者の事業に必要な資金

ロ 会社、企業組合若しくは協業組合の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者はその会社、企業組合若しくは協業組合その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体その団体の事業に必要な資金

七 共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこと。

八 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第一号及び第四号の規定を適用する。

一 第二条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当する者（以下「中小事業者」といふ。）が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社（合併後存続する会社を含む。）であつて、その合併又は設立をした日から三年を経過しないもの

二 中小事業者から出資を受けた会社（当該出資を受けた際に中小事業者であつたものに限る。）であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4 第一項第六号及び第七号に掲げる業務は、同一項目第五号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 事業団は、第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受け

なければならない。

（業務の委託）
第二十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に對し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第一号イに掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）

二 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務

三 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の取納及び返還に関する業務

四 前条第一項第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

五 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け及び解約手当金の支給に関する業務

六 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の取納及び返還に関する業務

申込金の取納及び返還に関する業務

第二十三条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

（業務方法書）
第二十四条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章 財務及び会計

（事業年度）
第二十五条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（予算等の認可）
第二十六条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表）
第二十七条 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

（区分経理）
第二十八条 事業団の経理については、第一号に掲げる業務に係るものと第一号に掲げる業務に係るものとの他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十二条第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

にこれらに附帯する業務
2 第二十二条の規定は、前項の規定によ
る同項第一号に掲げる業務に係る勘定からの他
の勘定への資金の融通について準用する。
(利益及び損失の処理)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。
2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰り欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び中小企業事業団債券)

第二十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還することができない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第二項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について

準用する。

8 第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第一条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)
第三十一条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一 通商産業大臣が指定する有価証券の取得若しくは金銭信託又は郵便貯金
2 前項第一号の規定により取得した有価証券は、次のように運用することができる。
3 一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金
2 前項第一号の規定により取得した有価証券は、次のように運用することができる。

二 証券会社(外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。)への預託
3 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。
4 第二項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
5 事業団は、四半期ごとに第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定を変更しようとするときも、同様とする。
(給与及び退職手当の支給の基準)
(大蔵大臣との協議)

第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

(監督)

第三十五条 事業団は、通商産業大臣が監督する。通商産業大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をできる。

第三十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二条第一項から第三項までの規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関して報告させ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十七条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

(他の法令の準用)

第三十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令

三 第二十六条第一項、第三十二条第二項又は第三十三条の承認をしようとするとき。
四 第三十二条第一項の規定による指定をしようとするとき。

(第七章 罰則)

第四十条 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者(地方公共団体を除く。)の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団又は受託者(地方公共団体を除く。)の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条第一項の規定に違反して業務上
の余裕金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十二条 第七条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於て、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員会は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。
(中小企業共済事業団の解散等)

第六条 中小企業共済事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 中小企業共済事業団の昭和五十五年四月一日

に始まる事業年度は、中小企業共済事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 中小企業共済事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が中小企業共済事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に於ける中小企業振興事業団に対する政

府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一条の規定により事業団が中小企業振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に於ける積み立てられている積立金に相当する金額は、

第二十八条第一項の規定による積立金と區別して、積み立てなければならない。

6 第一項の規定により中小企業振興事業団が解

散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 前条第一項の規定により事業団に承継される中小企業振興事業団の長期借入金又は中小企業振興債券に係る債務について中小企業振興事業団法第二十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借

入金又は中小企業振興債券に係る債務について前項の条件により存続するものとする。

2 前項の中小企業振興債券は、第二十九条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

第九条 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対し課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 事業団が附則第七条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で中小企業振興事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に対しても課する特別土地保有税を課することができない。

3 附則第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

(職員に関する経過措置)

第十条 中小企業共済事業団又は中小企業振興事業団の解説の際にその職員として在職する者

で、昭和四十二年度以後における国家公務員共

済組合等からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一条第一項の規定の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き事業団の職員となつたもの

(以下「事業団関係復帰希望職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用については、事業団

及び事業団関係復帰希望職員は、それぞれ、昭

和五十四年改正法による改正前の國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第百一十八号)第百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫

等職員とみなす。

2 事業団関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

3 事業団の解説の際にその職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き中小企業事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十一項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第号)附則第十一項の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

4 事業団の最初の事業年度は、第二十四条第一項の規定にかかるわらず、当該

条中「副理事長一人、理事五人以内」とあるのは、「副理事長一人、理事四人以内」とする。

5 事業団の設立の日から起算して二年を経過する日までと

6 第十二条第一項の規定にかかるわらず、当該

条の規定にかかるわらず、その成立の日に始ま

る、昭和五十六年三月三十日を終わるものとす

第十五条 事業團の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画について、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業團の成立後遅滞なく」とする。
 (中小企業振興事業團法の廃止)
 第十六条 中小企業振興事業團法は、廃止する。
 (中小企業振興事業團法の廃止に伴う経過措置)
 第十七条 前条の規定の施行前にした廃止前の中

小規模企業共済法
 「第二章 共済契約(第二条の二)」
 第三章 中小企業共済事業團
 第一節 総則(第二十二条) 第二十九条
 第二節 役員等(第三十三条) 第四十四条
 第三節 財務(第四十一条) 第四十五条
 第四節 監督(第五十五条) 第五十二条
 第五節 補則(第五十七条) 第五十九条
 第六節 罰則(第六十条) 第六十三条

二二二条(二)に改める。
 二二二条(四)に改める。
 二二二条(七)に改める。

第一条中「確立するとともに、その共済制度及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による共済制度の運営の業務を中小企業共済事業團に行わせることにより、」を「確立し、もつて」に、「寄与し、あわせて中小企業の経営の安定に資する」を「寄与する」に改める。

第二条第一項中「中小企業共済事業團」を「中小企業事業團」に改める。

第十六条の二中「第四十二条第一項第一号」を「中小企業事業團法(昭和五十五年法律第一号)」に改める。

第十六条の三第一項中「第四十二条第一項第一号」を「中小企業事業團法第一号」に改める。

第六号に、「もつとも」を「最も」に、「取りくずし」を「取り崩し」に改める。

第三章を削り、第二章中第二十二条の二を第

小規模企業共済等に関する法律の一部改正する。題名を次のように改める。
 第十八条 小規模企業共済等に関する法律(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
 四十年法律第二百二号の一部を次のように改正する。

掛金を取り崩してその弁済に充てることがでできる貸付金又は利子があるときは、同項の規定によるその掛金の取崩をして算定した額とする。
 第一項の先取特権の順位は、民法(明治一九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 第四章中第五十七条を第二十五条とし、第五十八条を第二十六条とし、第五十九条を第二十七条とする。

第四章を第三章とする。

第六十条を削り、第六十一条中「第二十二条の二」を「二十四条」に、「五千円」を「三万円」に改め、第五章中同条を第二十八条とし、第六十二条及び第六十三条を削る。

第五章を第四章とする。

小規模企業共済等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十九条 前条の規定の施行前に改正前の小規模企業共済等に関する法律(第二章を除く)の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、改正後の小規模企業共済法の規定によつてしたものとみなす。

第二十一条 共済金又は解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、共済金にあつては第九条第一項に定める共済金の額、解約手当金にあつては第十二条第三項に定める解約手当金の額(事業團が当該共済金又は当該解約手当金から第十六条の二の規定により控除することができる金額があるときは、それぞれ当該共済金又は当該解約手当金を控除した残額)につき、事業團の財産について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

第六号に、「行なつた」を「行つた」に、「のち」を「後」に、「もつとも」を「最も」に、「取りくずし」を「取り崩し」に改める。

第三章を削り、第二章中第二十二条の二を第

第二十二条 第二十二条第一項第二号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けた者及び同項第三号の規定により中小企業事業團から資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けた者並びにこれらの者が同法第一条第一項第四号又は第五号に掲げる者であるときは、そのまま接又は間接の構成員(前各号に掲げるものを除く)。

第三条の五第二項中「同項第十号」を「同項第八号」に、「こえる」を「超える」に改める。
 (中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条第三項第十号中「第六号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項十一号を同項第九号とする。

第三条の五第二項中「同項第十号」を「同項第八号」に、「こえる」を「超える」に改める。
 (中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第二十二条第一項の規定の施行前に改正前の中小企業信用保険法第二条第三項の近代化関係中小企業者であつて同項第六号から第八号までに掲げるものについて成立している同法第二条の五第一項に規定する近代化保険の保険関係については、なお従前の例による。

2 前項に規定する共済金の額又は解約手当金の額は、事業團が第十六条の三第一項の規定により当該共済金又は当該解約手当金に係る

3 前条の規定の施行前にした改正前の小規模企業共済等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第二十二条 第二十二条第一項第二号の規定により当該共済金又は当該解約手当金に係る

号」を「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第一号)第二十一条第一項第一号」に、「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業指導法の一部改正)

第二十三条 中小企業指導法の一部を次のようにより改正する。

第一条中「中小企業振興事業団が行なう」を「中小企業事業団が行う」に改める。

第三条第一項中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「あたつては」を「あたつては」に、「中小企業振興事業団が行なう」を「中小企業事業団が行なう」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第二十四条 中小企業倒産防止共済法の一部を次のように改める。

第一条第一項中「中小企業共済事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の二条を加える。

(先取特権)

第十八条 解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、第十一条第三項に定める解約手当金の額(事業団が当該解約手当金の額から同条第五項の規定によりその額を控除することができる金額があるときは、当該解約手当金の額からその金額を控除した残額)につき、事業団の財産について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項に規定する解約手当金の算定については、第十一条第四項中「貸付けを受け又は受け取ることとなつた共済金」とあるのは、「貸付けを受けた共済金」と読み替えて同項を適用するものとする。

第二十五条 前条の規定の施行前に改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、改正後の同法の規定によつてしたものとみなす。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように改める。

第二十四条第二項中「中小企業共済事業団、中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第二十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第三十四条第五号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二十八条 都市計画法(昭和三十二年法律第二百六号)の一部を次のように改める。

第二十八条の二第一項第一号中「中小企業共済事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第二十九条 個人の有する土地等(租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等をいう。)に該当することとなつた場合及び当該各号に該当することとなつた土地等とみなして同項の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十条 所得税法(昭和四十年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

第七十五条第二項第一号中「小規模企業共済等に関する法律」を「小規模企業共済法」に改める。

第三十条 所得税法(昭和四十年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

第七十五条第二項第一号の表中小企業共済事業団の項を削り、同表中小企業振興事業団の項を次のように改める。

別表第一第一号の表中小企業共済事業団の項を削り、同表中小企業振興事業団の項を次のように改める。

(法人税法の一部改正)

第三十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改める。

別表第一第一号の表中小企業振興事業団の項を削る。

別表第二第一号の表中小企業共済事業団の項を次のように改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中小企業振興事業団の項を削る。

中小企業事業団 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第二百三十二条)に改める。

第三十四条の二第一項第八号中「中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二十条第一項第一号」を「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第二百三十二条)」に改める。

第六十五条の四第一項第八号中「中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)第二百三十二条」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三百五十五号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中小企業振興事業団の項を削る。

別表第三中十八の二の項を次のように改める。

十八の二 中小企業 事業団

(昭和五十五年法律 第二号)

第

号

一 事務所用建物の所有権の取得登記
又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 中小企業事業団法第二十一条第一項第一号から第四号まで及び第七号

(業務の範囲)に掲げる業務並びにこ

れらの業務に関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する同項第十号に掲げる業務のための別表第一の第一号から第十八号

までに掲げる登記又は登録

第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号イ中「小規模企業共済等に関する法律」を「小規模企業共済法」に改める。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」を削る。

第七十二条の五第一項第四号中「中小企業共済事業団」を削り、同項第七号中「日本蚕糸事業団」の下に「中小企業事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第十七号中「中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法(昭和四十年法律第五十六条第二十条第一項第三号)を

第一項第四号」を「中小企業事業団が中小企業事業団法第二十一条第一項第四号」に改める。

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業振興事業団法第二十条第一項第一号イ」を「中小企業振興事業団法第二十二条第一項第一号イ」に、「中小企業事業団」を「中小企業振興事業団」に改める。

第七百一条の三十四第二項第二十二号中「中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イ」を「中小企業事業団法第二十二条第一項第二号イ」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 都道府県又は旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第一号イ又は「中小企業事業団法(昭和五十五年法律第二十一条第一項第三号)」に改める。

第七十三条の十四第七項及び第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ」を「中小企業事業団から中小企業事業団法第二十二条第一項第二号イ」に改める。

第三百十四条の二第一項第四号イ中「小規模企業共済等に関する法律」を「小規模企業共済法」に改める。

第三百四十八条第一項第二十二号中「中小企

業振興事業団から旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は高度化に寄与する事業を行なう者が都道府県若しくは旧中小企業振興事業団から同号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けた者が当該事業を実施する場合若しくは改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十二号の規定により当該事業に係るものとして定められた事業を行う者が当該事業を実施する場合におけるこれら事業の用に供する土地又はその取得に対する特別土地保有税については、なお從前の例による。

改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十号に規定する旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業を行なう者が都道府県若しくは旧中小企業振興事業団から同号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けた者が当該事業を実施する場合若しくは改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十二号の規定により当該事業に係るものとして定められた事業を行う者が当該事業を実施する場合におけるこれら事業の用に供する土地又はその取得に対する特別土地保有税については、なお從前の例による。

第三十六条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第十一号中「中小企業退職金共済事業団」を「中小企業事業団」に、「中小企業退職金共済事業団」及び「中小企業退職金共済事業団」に改める。

第三十七条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号の二の三中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改め、同項第四号の二の三中「小規模企業共済等に関する法律」を「小規模企業共済法」に改める。

(中小企業厅設置法の一部改正)
第三条第一項第四号の二の三中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改め、同項第四号の二の三中「小規模企業共済等に関する法律」を「小規模企業共済法」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

現下の経済情勢にかんがみ、効率的で強固な体制の下で中小企業の振興及びその経営の安定並びに小規模企業者の福祉の増進を図るために、中小企業団を設立して、中小企業構造の高度化の促進並びに中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上に必要な業務と小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の運営等の業務を一括して行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三百四十八条第一項第三十二号第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第一項に規定する新增設に係る事業所税については、なお從前の例による。

2 地方税法第七十三条の二十七の五第一項に規定する事業協同組合等が、都道府県又は旧中小企